

健 康 福 祉 委 員 会 記 録

日 時	令和 6 年 9 月 2 4 日（金） 午前 9 時 5 8 分～午前 1 1 時 3 分 午前 1 1 時 1 0 分～午後 零 時 0 分 午後 1 時 0 分～午後 2 時 2 分 午後 2 時 1 0 分～午後 3 時 6 分 午後 3 時 1 6 分～午後 4 時 1 6 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委員会室
出席委員	◎古川 隆史 ○林 紗絵子 伊藤 誠 北村 和之 後藤浩一郎 桜田慎太郎 田中 晋 武藤美津江 渡邊 晋宏
委 員 外 出 席 者	なし
欠席議員	なし
説明のため 出席した者	副市長（染谷康則） 健康医療部長（高橋裕之） 健康医療部理事（吉田みどり） 健康医療部理事（小倉孝之） 次長兼地域医療推進課長（岡村秀明） 健康政策課長（大西佑作） 高齢者支援課長（島澤智宏） 地域包括支援課長（小出嘉則） 地域保健課長（星 裕子） 健康増進課長（浅野美穂子） 健康増進課統括リーダー（五十嵐真由美） 保険年金課長（大滝修一） 医療公社管理課長（橋爪秀直） 総務企画課長（梅澤貴義） 保健予防課長（小倉恵美） 動物愛護ふれあいセンター所長（芳川恵一） 衛生検査課長（赤池孝至） 福祉部長（谷口恵子） 次長兼生活支援課長（矢部裕美子） 福祉政策課長（虻川純子） 福祉政策課副参事（吉田成利） 福祉政策課統括リーダー（高橋志布） 障害福祉課長（後藤能成） 障害福祉課副参事（野村 聡） その他関係職員

午前 9時58分開会

○委員長 ただいまから健康福祉委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10人を超えた場合には当委員会室に傍聴者全員が入ることはできません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることといたします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声をお聞きいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付の審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願いをいたします。答弁に当たっては、委員長との発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で必ず所属と名前を述べ、簡明な御答弁に努められるようお願いを申し上げます。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められておりませんので、御承知おきお願いいたします。また、反問が終了した際はその旨の発言をお願いいたします。

重ねてお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末及びパソコン以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。また、答弁と関係のない用途でのパソコンの使用は控えていただくとともに、使用の際はキーボードをたたく音を少し御注意いただければというふうに思います。今回初めてですので、どうなるか分かりませんが、あまり音が大きい場合は事務局から私のほうにちょっと注意してくださいというふうに言ってもらえるようお願いをしておりますので、御協力をお願いいたします。

最後に、本日は必要に応じ休憩を入れ、換気を行う場合がありますので、よろしくをお願いをいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際にはくれぐれも一般質問とはならないよう御注意をお願いいたします。先般全常任委員会の正副委員長が集められまして、同じような形でしっかりと議事整理をするようにということで勉強会と申しますか、

説明会がございました。当日の資料につきましては、皆様のお手元にもサイドブックのほうにも配付をしておると思いますので、ぜひそこは御一読いただいていると思いますので、その点については御留意いただいた上で質疑をお願い申し上げます。

まず、議案第1区分、議案第21号、令和5年度柏市一般会計歳入歳出決算の認定、当委員会所管分について、議案第22号、令和5年度柏市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第24号、令和5年度柏市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第25号、令和5年度柏市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第29号、令和5年度柏市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第30号、令和5年度柏市病院事業会計決算の認定についての6議案を一括して議題といたします。

それでは、本6議案について質疑があれば、これを許します。

○武藤 議案第21号、令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定について伺います。決算書の235ページ、生活援護事業の見舞金131万円ですが、昨年は50万円でした。令和5年度、なぜ増えているのか、また予備費から31万円充当しているのはなぜでしょうか。

○福祉政策課長 武藤委員、申し訳ありません。もう一度ページをお願いできますか。（私語する者あり）236ページ。（私語する者あり）生活援護事業扶助費、災害見舞金ですが、こちらは火災や水害があった際にお見舞金として市民の方にお渡しするものになっています。今回は、令和5年度につきましては、まず火災件数が例年に比べて多かったこと、火災が全焼が11件、半焼1件ということで多かったことと、それからちょうど1年前、9月のたしか20日だったと記憶していますが、市内篠籠田地区で浸水被害がありまして、床上浸水のお宅も数件、7件ほどあったかと思います。そちらに対して見舞金を支給いたしましたので、例年より少し多くなっております。以上です。

○武藤 予備費から31万円充当しているというのはなぜですか。

○福祉政策課長 例年の実績からいきますと、多い年、少ない年でも大体70万から80万、100万に至ることはありませんでした。ただ、今回は、先ほど申し上げたように、火災件数が多かったこと、それから秋の水害被害、秋だけではなく6月にも水害の被害がありまして、そういったことから見舞金の支給件数が多く、途中で予備費から充当したものです。以上です。

○武藤 またこれからも災害が増えていくかと思しますので、十分見舞金を出せるようにしていただきたいと思います。

次に、239ページ、報告書では35ページなんですけど、成年後見制度の利用促進事業なんですけど、昨年3,663万円だったのに3,411万に減っているというのはなぜでしょうか。

○地域包括支援課長 令和4年度につきましては、かしわ福祉権利擁護センターの設備投資、コピー機、その他椅子、パソコン等の購入がございました。また、講師謝礼等もありありましたが、令和5年についてはこの設備投資費がなくなったこと

と、あと講師謝礼を少し削減、金額が安い方になったということ、それから貢献事業の補助について実際の後見収入が見込みより多くなったため減額となったものでございます。以上です。

○武藤 相談件数が合計で昨年299件だったのが325件に増えています。後見人の支援件数は9人から3人に減っているんですけども、これはどうしてでしょうか。

○地域包括支援課長 相談件数そのものは、通常どおり行っておりますので、件数そのものは伸びております。後見人の受任につきましては、実際の受任そのものについてはどの方を後見にするかというのは調整会議及び裁判所で決めるため、このような状況となっております。以上です。

○武藤 後見人は、足りているのでしょうか。

○地域包括支援課長 後見人につきましては、現在社会福祉士、弁護士、司法書士等々かなり飽和状態にございますので、今市民後見人の育成も含めて鋭意進めているところでございます。以上です。

○武藤 ぜひ後見人の研修周知などを努力して、対応できるようにしていただきたいと思います。

次に、決算書240ページ、介護予防評価分析事業の148万5,000円なんですが、昨年は648万でした。なぜ減っているのでしょうか。

○地域包括支援課長 介護予防評価分析事業につきましては、介護保険の事業計画策定に当たりニーズ調査を行っているものでございます。これは2か年で行ったもので、実際には2020年、国から項目出しをして、23年は集計、その後分析ということになっておりますので、内容が少し異なっているため減額となったものでございます。以上です。

○武藤 介護予防の評価というのは、どんなふうに行うのでしょうか。

○地域包括支援課長 この評価につきましては、実際に介護保険の利用状況等々を加味しまして、その内容について精査したものでございます。以上です。

○武藤 利用状況を調査して、じゃ次の計画に反映させていくという、そういうことですか。

○地域包括支援課長 そのような認識でよろしいかと思います。以上です。

○武藤 じゃ次に、241ページ、報告書は35ページ、防災福祉K-N e tの事業に420万円です。名簿作成町会が278で、支援体制が構築されているというのが226ということなんですが、どうして支援体制が構築されていないのか、支援体制が構築できるような支援は行っているのでしょうか。

○福祉政策課長 こちらまず支援体制が組めているところが大体80%強というふうになっております。こちらについては、やはり今いろんな町会さんで課題となっていますが、町会の加入率の低下や町会役員の方の高齢化であったり、お仕事で忙しい方などが増えて、なかなかマッチング、避難のときに声かけをお願いしたいというふうに希望されている方と町会の方のマンパワーのアンマッチが生じつつあるというふうなところが原因かと思っております。これに対しては、年に1回は各町会

さんの方に名簿をお渡しするときにはいろいろお話を伺う、直接マンツーマンで話をお伺いする機会を設けておりまして、そこで例えばほかでの取組の事例であったりとか、そういったものを一緒に共有するなど努めております。以上です。

○武藤 個別計画の作成件数が昨年の作成対象件数が52件でしたが、8件に減って、作成件数25件が3件に、未作成件数も27件から5件に減っているんですが、これはどういうことなんでしょうか。

○福祉政策課長 今回の令和5年度のモデル事業につきましては、小規模の町会さんを対象にモデル事業を開催いたしました。令和4年度のモデル事業は、かなり大規模な自治会さんに御協力をお願いしましたので、もともと対象となる方が七十数名いた中で、実際に名簿を作る方、名簿を作ることを希望される方など寄っていった結果、二十数名の方が作成に至ったのですが、今回は小規模の町会さんでしたので、そもそもこのモデル事業の対象になる方が13名ということになり、その中から今ちょっと扶養であるとか、それから施設に入ったり、入院されている方などを除いた結果、3名の方の作成に至りました。以上です。

○武藤 これは、個別に支援される方とする方の個別の避難計画を作成するということでよろしいんですか。

○福祉政策課長 個別避難計画につきましては、声かけをお願いする方、声かけといたしますか、避難に支援を要する方とする方のマッチングだけではなく、その方それぞれの、例えば避難の際にどのタイミングで避難をするか、それから例えば服薬であったりとか、御本人の気持ちの安定などのときに必要なものであったりとか、そういった避難の際に必要なもの、それから例えば今回の能登でもありましたけども、水害の夜間の避難になった場合に垂直避難だとか、そのタイミング、タイミングでのその方に合った避難方法を明らかにしていくということになって、その中の一つに例えば御近所の方であればどなたにお声がけをいただく、もしくは御家族の方にお声がけをいただくということを個別に示していくようなものになっております。以上です。

○武藤 非常に大事なことだと思います。避難訓練のときにK－N e tを活用した訓練というのは必要じゃないでしょうか。

○福祉政策課長 武藤委員のおっしゃるとおり、避難訓練というものを行っていく際にもこの計画書というものは大切になるかと思えます。今後、今年度から本格的にこのモデル事業の結果を基に事業のほうを進めてまいります、その際にもこういった避難の訓練といったものも、個別訓練であったり、団体、町会単位などの訓練であったり、いろいろあるかと思えますが、そういったもの意識して、作成のほう進めてまいります。以上です。

○武藤 K－N e tの名簿というのは、見直しはされるんでしょうか。

○福祉政策課長 見直しというのは、内容の見直しということでよろしいでしょうか。

○武藤 例えば支援を必要としている方がお亡くなりになったりとか、そういうよ

うなこともあるかと思うんですけど。

○福祉政策課長 今武藤委員がおっしゃった内容は、今年度実施する予定で進めております。現在6,000人ほどの登録者がいらっしゃいますが、やはりもう登録をして10年以上たっている方もいらっしゃいます。ですので、全員ではありませんが、3年に1回は更新ができるような形で今事業の構築を進めております。以上です。

○武藤 ぜひこれからも大事なことだと思いますので、名簿の見直しなども含めて対応していただきたいと思います。

あと、決算書の242ページと報告書36ページの在宅医療介護連携推進事業2億7,500万です。令和4年度は1,322万でした。訪問介護ステーションの大規模化に対する補助金が令和4年度はゼロだったのに、5年度は6か所に増えています。一気に6か所増えたということで費用もそれだけ増えているということなんですけれど、今まで介護ステーションが、やっていた事業所が介護士さんを増やして、大規模化したということではないのでしょうか。

○次長兼地域医療推進課長 こちらおっしゃるとおり、訪問介護ステーションのほうで常勤換算の職員数が増えた場合等条件がありまして、それに該当する場合に補助金を交付するというものでございます。以上です。

○武藤 介護ステーションの大規模化に伴って利用者も増えているのでしょうか。

○次長兼地域医療推進課長 こちらの利用者数までは把握できておらないところなんですけど、全体として高齢者が増えているという中で利用者も増えているのではないかなというふうに推測しております。以上です。

○武藤 今後も大規模化は進めていくのでしょうか。

○次長兼地域医療推進課長 今年度も同様の補助金を計上して、現在各事業者に対して利用の有無を投げかけているという状況でございます。以上です。

○武藤 介護士さんがやっぱり必要なときに利用できるようなことで進めていただきたいと思います。

決算書の244ページ、報告書の36ページです。多機関協議事業4億41万円です。令和4年度は3億361万円でした。増額の理由が柏市社会福祉協議会、地域生活支援センターの委託料の増加、国の交付金の返還金ということでした。支援方針の作成件数が11件減っているのは何でしょうか。

○福祉政策課長 こちらに関しましては、支援件数としては減少しておりますが、会議として、会議体として重層的支援体制整備事業で行った事業のほうが少ないりましたが、本人の同意がなく会議をやっているものが増えているというものもあります。あとそれから、実はこの計画作成は世帯の中のそれぞれの人数で一人一人つくっていきます。5人家族であれば5つの計画、1人家族であれば1つの計画というふうにつくっていくのですが、たまたま令和4年度に関しましては7人家族だったですか、ちょっと記憶の中であれですが、7人家族ぐらいの方のケア、支援を行っていきまして、結果的に計画の人数としては増えて、多かったということになります。今年度に関しては、単身者やお二人などの割と小規模の御家庭での支援とい

うものが多かったことがプランの作成数としては響いております。以上です。

○武藤 そうすると、じゃ世帯数というのはどれぐらいになっているんでしょうか。

○福祉政策課長 世帯数ですが、ちょっとお調べさせていただいてよろしいでしょうか。後ほどお答えいたします。

○武藤 福祉の相談窓口というのは、何か所あるんでしょうか。

○福祉政策課長 福祉の総合相談窓口となりますと1か所、柏市地域生活支援センター、このあいネットの、ラコルタの1階にあります。以上です。

○武藤 そのほかに地域ごとに相談窓口というのはないんですか。

○福祉政策課長 今、今度重層のところで関わってきている相談事業というものはいろいろ、例えば市内の地域包括支援センターや障害の相談のセンターなどありますが、そのほかに市内の10か所ですか、10か所の近隣センターの中に社協さんをお願いして地域いきいきセンターという相談窓口を設置しております。以上です。

○武藤 市民が気軽に相談に行けるようなやっぱり相談窓口というのを増やしていただきたいと思います。

決算書の245ページ、報告書の37ページ、障害者等の社会参加就労支援事業1,681万円です。新規参加者が令和4年度は84人でした。5年度は54人です。継続利用者が4年度140人が109人に減っています。定着支援者も減っていますが、これは何ででしょうか。

○障害福祉課副参事 こちらのほうなんですけれども、新規のほうは確かに委員から御指摘のとおり54名と、こういう形にはなっておるんですけれども、前年度からの継続して利用されている方が非常にそのまま継続して増えておるというところがございますので、新規の利用者としては確かに減ってはおるんですけれども、事業自体としては前年度よりもより活発に事業として実施しておるといようなところでございます。以上です。

○武藤 定着支援者も今お話では増えているということだったんですけど、4年度140人が109人になっているのは何ですか。

○障害福祉課副参事 こちらの定着支援者なんですけれども、これは企業へ就労した方への定着支援ということで行っております。減少した理由といたしましては、企業への就労がある程度安定したというところがございますので、定着支援の御利用が減っているということで、その分だけ今、支援の回数自体は減ってはおるんですけれども、その分利用者さんの企業での安定した就労ができているということで、支援の回数が減ったというところがございます。以上です。

○武藤 企業へ就労した方の支援が減っているけれども、実際就労支援のほうは継続者が増えているということですか。何人いらっしゃるんでしょうか。

○障害福祉課副参事 委員おっしゃったとおりでございますので、就職等を目指している利用者さんは増えているところがございます。ただ、この障害者等社会参加就労支援事業、通称ILワークスと申し上げますけれども、なかなか福祉サービス等につながっていない方であったりとか、障害者手帳等を持っていなくて精神障害、発

達障害が疑われる方が多い現状がございます。そういったところで申し上げますと、就職までにやっぱり一定年数どうしてもかかってしまうというところがございます、その分就職を目指している方は増えてはいるんだけれども、なかなかその数が減らないという形になっているところです。以上です。

○武藤 障害者アートの展示や事業所の工賃向上に向けた販売会等の件数で、交流会の回数が15回から10回に減っていますけれども、これは何か理由ありますか。

○障害福祉課副参事 こちらの交流会は、職員を対象とした研修会等も含めて実施しておるところでございます。交流会、確かに15回から10回には減ってはいるんですけども、その分当事者を中心とした作品展示会等に注力したという結果で、若干交流会のほうが減っているというところでございます。以上です。

○武藤 就労支援のほうに力を入れて、職員の研修は減らしたということなんですけど、どちらも大事だと思いますので、今後も充実できるようにしていただきたいと思います。

あと、決算書の246ページの報告書の38ページ、自立相談支援事業の5,381万円です。令和4年より19%増えています。令和4年の対象者数は434人でした。5年度は相談件数が948件になっていますが、対象者は何人でしょうか。

○次長兼生活支援課長 自立支援の新規相談者に関しては948人で、就労支援の対象が133人となっております。以上です。

○武藤 そうすると、4年度434人で、5年度133人ということでもいいんですか。

○次長兼生活支援課長 今の4年度……相談件数でよろしかったですか。（私語する者あり）すみません。確認させていただきます。

○武藤 昨年の決算委員会の中でも同じような質問しまして、そのときも対象者の人数を出したり、実人数を出したり、また相談件数出したりっていろいろな数字が出てくるんですよね。なので、同じ基準でないと比較ができないので、きちんと比較ができる統一した基準で数字を出していただきたいと思います。

決算書の248ページの、報告書が39ページです。地域づくり事業6,986万円です。令和4年より6%減っています。生活支援体制整備事業は4,310万円から3,155万円に、1,155万減っていますが、これは何でしょうか。

○地域包括支援課長 主に内容としては人件費でございます。以上です。

○武藤 人件費が減ったというのはどういうことですか。

○地域包括支援課長 申し訳ありません。もう一度よろしいでしょうか。

○武藤 人件費が減ったということは、どういうことなんでしょうか。そこにいらした職員の方の人数が減っているということですか。

○地域包括支援課長 育児休業によって休業されたために減ったものでございます。以上です。

○武藤 一般介護予防の通いの場も21団体から18団体に減っていますが、これはなぜでしょうか。

○地域包括支援課長 18団体の新規の補助金の交付については、通常どおり運営が

高齢等の理由等により継続できなくなって、閉じたものでございます。以上です。

○武藤 通いの場が21団体から18団体に減った理由は何でしょうか。

○地域包括支援課長 通いの場が21団体から18団体に減った理由は、継続が困難になったためでございます。理由としては、高齢化に伴ってそれを引き継ぐものが課題があったりとか、そういうものでございます。以上です。

○武藤 じゃ、通いの場を主催している方が高齢化になったために継続できなくなったということですか。

○地域包括支援課長 一つの、全てではありませんけれども、要因としては一つございます。以上です。

○武藤 老老介護じゃないですけど、支援されるほうも高齢になっていて、なかなか通いの場ができないということはやっぱりこれから大きな課題ではないかと思うんですけども、どうしたら通いの場が継続できるのか、ぜひその辺も市として指導して、支援していただきたいと思います。

あと、柏のフレイル予防のカードの発行枚数が3,346枚から3,167枚に減っていますが、これはなぜですか。

○地域包括支援課長 この内容については、特に大きな要因というのはないものと認識しております。実際には新規の発行枚数の減少になりますので、ここの部分について当初爆発的に増えたのはワクチン接種等で増えましたけれども、例年の推移の中での数値というふうに捉えております。以上です。

○武藤 このカードの周知とかは、どのようにされているのでしょうか。

○地域包括支援課長 カードにつきましては、各種地域包括支援センター、もしくは当課で行いますイベント、その他事業によって周知を行っているところでございます。以上です。

○武藤 これからも周知のほうに力を入れていただきたいと思います。

あと、決算書257ページ、報告書40ページです。介護人材確保対策5,237万円です。令和4年と比べると介護支援専門員処遇改善、人材の確保及び定着を図るため、介護支援専門員に対し給与上乗せをしたため218%増になっているということですが、対象はどういう方でしょうか。全ての介護職が対象になっていますか。

○高齢者支援課長 こちらのほう介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーさんの処遇改善という形になっております。それ以外の職種の方については、介護報酬での処遇改善加算というのが認められておりますが、ケアマネジャーについてはそこらがないということもありまして、令和5年度の新規事業といたしまして実行したものでございます。以上でございます。

○武藤 物価高騰で給与の値上げが追いついていない状況があります。介護人材確保のためにもさらなる支援をしていただきたいと思います。

決算書の258ページ、報告書41ページです。高齢者の就労社会参加加算事業3,721万円です。令和4年度より32%減っていますが、職員の人件費を会計年度任用職員から柏市生涯現役促進協議会で国の委託費による直接雇用で支出したためということ

なんですけど、これはどういうことでしょうか。

○健康政策課長　こちら令和4年度までは厚生労働省の前のもともとの3か年の事業がありまして、こちらの事業が令和4年度で終了、その後また令和5年度から新しい事業を受託するという構成になっております。こちら令和5年度から新たに始まった厚生労働省の委託事業なんですけれども、こちら事業の実施主体が柏市生涯現役促進協議会と、この協議会そのものが事業の実施主体というふうになっております。したがって、もともとの事業で稼働しているスタッフの方に関しましてもこの事業から直接雇用されるという形で考え方を整理いたしまして、それによって国の委託事業の委託費が支給されるというような形になっておりまして、そういったこと、人件費のほうを整理した結果、減額になったというふうに認識しております。以上です。

○武藤　生涯現役促進協議会の負担金3,721万円というのがあるんですけれども、これはこの負担金をもってこの事業全部やっているということなんですか。

○健康政策課長　こちらは、実際の事業の大半の経費に関しましては厚生労働省からの生涯現役地域づくり環境整備事業というところの委託費でもって支出しておるわけなんですけれども、一方でこちらの採択される時期が5月、6月、年度前半でございまして、事業開始当初の4月から6月いっぱいまでの全ての事業費でありますとか、あるいは事業全体の一部につきまして、こちら重層的支援体制整備事業交付金のお金というものも入ったような形で運営しておりまして、その差分に関しまして、こちら現在決算書で出ております決算額といったものが市の支出として出てきているという状況でございます。

○武藤　じゃ、国のお金が出るまで市のほうで足りない分を負担していますよということなんですね。

○健康政策課長　おっしゃるとおりでございます。

○武藤　高齢者の就労というところでは、シルバー人材センターもやっていると思うんですけれども、シルバーセンターとの関係というか、それどうなっているのでしょうか。

○健康政策課長　委員おっしゃるとおり、シルバー人材センターも高齢者の就労に関する事業として行っておりまして、柏市生涯現役促進協議会の構成員の中に柏市シルバー人材センターが入っております。したがって、この事業を実施するに当たってもシルバー人材センターとの連携をしっかりとっていく必要があるということでございまして、連携取りながら相談に来た方をこちらにつないだり、あるいは生涯現役の窓口でいらっしゃった方をシルバーにつないだりとか、そういった形で相互に柏市民の皆様が就労や社会参加の促進になるようなサービス提供できるように努めていきたいと考えています。以上です。

○武藤　次に、じゃ決算書292ページ、報告書46ページです。障害者就労支援事業123万円です。令和4年度は4,268万円でした。97%減です。理由は、チャレンジドオフィスかしわ事業を人事課へ移行したためとありますが、去年はチャレンジド支

援員 5 人、社会福祉 2 人となっていますが、人事課へ移行しても変わらず支援がつくのでしょうか。

○障害福祉課副参事 委員おっしゃるとおりでございます。以上です。

○武藤 じゃ、事業内容としては、同じということでもよろしいんですか。

○障害福祉課副参事 委員おっしゃるとおりでございます。以上です。

○武藤 令和 5 年度の採用者というのは何人でしょうか。

○障害福祉課副参事 申し訳ありません。ちょっと令和 5 年度、人事課に移管したので、ちょっと調べまして、またすぐ回答いたします。以上です。

○武藤 あと、ジョブコーチの派遣委託料 20 万円なんですけれども、令和 5 年度の利用決定者が 8 人で、46 回の派遣回数となっています。ジョブコーチの役割としては、どんなことあるのでしょうか。

○障害福祉課副参事 ジョブコーチの役割としてなんですけども、このジョブコーチというのが障害のある方がスムーズに職場で働くためのサポート役を担うところでございます。一般的にはなんですけども、職場にジョブコーチの方が出向きまして、障害のある方の特性に応じた仕事の方法であったりとか、職場の人に対してコミュニケーションの取り方などを助言、提案したりすることが主な役割になっております。以上です。

○武藤 単純に計算すると 1 回 4,348 円になるんですけども、交通費は含まれているのか、また時間はどのぐらいかかっているのでしょうか。

○障害福祉課副参事 こちらのほう、まず 1 回当たりの支援に加えて、都内もしくは遠方に行く場合と、それから近隣市に行く場合、交通費のほうはそれぞれ別途支給をしておるといところでございます。支援時間としてなんですけども、大体、おおよそで申し上げますと大体 1 時間から 2 時間程度という形になっております。以上です。

○武藤 ジョブコーチは、足りているのでしょうか。

○障害福祉課副参事 柏市独自でこちらのジョブコーチ派遣事業というのは行っておりまして、現在 5 名の方が担当しておるところでございます。十分充足しているというふうに考えております。以上です。

○武藤 障害を持った方がスムーズに就労できるようにこれからも支援をお願いしたいと思います。

決算書の 333 ページ、報告書の 56 ページです。生活保護費 91 億 3,885 万円です。令和 4 年度より 4 % 増えています。生活保護の開始が 604 世帯、廃止が 531 世帯ですが、保護開始世帯は令和 4 年度より増えていますか。

○次長兼生活支援課長 保護開始につきましては、令和 4 年が 595 世帯、令和 5 年が 604 世帯となっております。若干増えております。以上です。

○武藤 主な理由は何でしょうか。

○次長兼生活支援課長 主な理由としましては、近年に関しましては失職、就職先がないとか退職してしまったという方が増えています。例年どおり高齢世帯が増

えて、高齢世帯は約半数を占めて、増えております。以上です。

○武藤 保護の廃止のほうは、増えているんでしょうか。

○次長兼生活支援課長 廃止の件数に関しましては令和4年が494世帯、令和5年が531世帯で増えております。以上です。

○武藤 廃止の理由は何ですか。

○次長兼生活支援課長 一番多いのが死亡を理由としております。また、近年は就労の自立による廃止も若干ですが、増えております。以上です。

○武藤 同居しているお孫さんが働き出したので、保護を廃止されたという方がいらしたんですが、その方は高齢で、保護が廃止されたときの手続の仕方が分からず、保険証もなく、医療機関で10割負担しなければならないというようなことがありました。保護の廃止に伴う手続などは、丁寧に支援していただきたいと思います。

次に、議案第22号の令和5年度国民健康保険事業特別会計歳入決算の認定です。決算審査の意見書の23ページ、こちらに債権の差押えによる国民健康保険料の収納対策の強化等を図り、収納率の向上につながるとともに、令和6年1月に柏市国民健康保険料の改定指針を策定し、標準保険料と1人当たりの保険料との乖離額の解消に向けた令和6年度以降の事業運営の計画的な改善に向けた基礎を整備しており、このような安定的な財政運営に向けた取組は評価できる点であるとあるんですが、市民負担が平均で毎年8,500円も6年間値上げがされる。本議会でも取り上げましたが、3万円も値上げした方もいます。全く市民の暮らしを考えていないのではないのでしょうか。そういう評価ではないかと思います。さらに、令和4年と比べて債権の差押えが116件増加し、約9,700万円の増であったと評価しています。保険料が払えない方の預金や給与を差し押さえて、生活が困窮するような差押えを行っていないかどうか、どうですか。

○委員長 じゃ、実態を答弁してください。

○保険年金課長 差押えに関しましては、私ども何度も督促なり、催告なりといったことで納付の御相談等呼びかけて、分納誓約等もしております。それに応じていただけなくなったといった場合に資力のある方に関して差押えを行っております。以上です。

○武藤 滞納されている方の所得というのは、どのぐらいの方が多いですか。

○保険年金課長 多いのは、所得の低い方というのはやはり多いんだと思います。ただ、滞納している額、保険料の額に関しましては、上位所得の方も相応の未納額というのがありますので、どちらかというところ、資力のある方を優先的に取り組ませていただいているところです。以上です。

○武藤 そうしますと、今回資力のある方が116件もいらしたということですか。

○保険年金課長 お支払いをいただけたということは、そういうことだと認識しております。以上です。

○武藤 昨年の差押件数とほぼ同じぐらいの件数ですよ。その方が今回は保険、預金とか、そういうことを差押えされているということなんです。本当に一人一人

に寄り添った丁寧な御相談がされているのかどうか。会って、きちんとお話をされて、差押えをしてもいいですか、やりますよというようなことはお話しされたんでしょうか。

○保険年金課長 繰り返しになりますが、納付の相談という、そういった手續についてはしっかり踏ませていただいた上で、こういったことになっております。以上です。

○武藤 期限内に納めていただいている被保険者との公平性を図るということもこの意見書の中にも書いてありますけれども、もともと国保の構造的な問題、収入にかかわらず負担を強いられる、均等割や平等割、それを払わなきゃいけないという不公平を解決しないままに負担能力を超えた保険料を強いるというようなことで、今回も保険料の値上げ、また強行的な差押えは認められません。国保会計には賛成できません。

議案第25号、令和5年度の柏市介護保険事業特別会計の歳入決算の認定についてです。報告書の118ページ、在宅医療介護連携推進事業費の2,309万円です。令和4年度は2,963万円で、22%減になっていますが、これはなぜでしょうか。

○次長兼地域医療推進課長 一番大きな要因は、こちらの事業費の一部、具体的にはセンターの土地代であったり、光熱水費というところを一般会計のほうに移したというところが一番大きな要因となっております。以上です。

○武藤 じゃ、事業内容については、変わっていないということによろしいんですか。

○次長兼地域医療推進課長 事業内容については、もちろん改善は図っておりますけれども、基本的な取組としては変わりがないという状況でございます。以上です。

○武藤 相談件数が321件昨年ありましたが、今年度282件ということなんですけど、これはなぜか、理由ありますか。

○次長兼地域医療推進課長 こちら実際相談というのは窓口であったり、電話であったり、主に在宅医療、介護に関する相談ということで受けていると。体制としては、特段の変更はないという状況ですので、ちょっと具体の件数が減ったという詳細な理由までは把握できておりません。以上です。

○武藤 引き続き市民が気軽に相談できるような体制を取っていただきたいと思います。令和5年度は、第9期いきいきプラン21策定に当たり介護保険料の値上げについて決定しました。保険料の値上げについては、これまで配慮してきた低所得者についても全ての段階で値上げが決定されました。高齢者の負担増につながる保険料の値上げを検討していた令和5年度の介護保険の特別会計には賛成できません。

議案第29号の令和5年度柏市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、報告書の124ページ、窓口の業務委託なんですけど、窓口対応で委託完結が80.2%です。収納、滞納対応も6,670件あります。市民の個人的な相談も委託業者が受けているということですか。

○保険年金課長 個人的な御相談というのは、窓口委託の受託業者が行っているも

のではありません。職員で行っております。以上です。

○武藤 そうすると、じゃ窓口対応で個人的なお話が出てきた場合はどうするんですか。

○保険年金課長 職員のほうで対応させていただきます。以上です。

○武藤 じゃ、窓口対応で個人的なお話がされたり、困ったときは請負業者の方が市の職員にお願いしますというふうにやっているということですか。

○保険年金課長 そのとおりです。

○武藤 それは、偽装請負になるんじゃないんですか。

○保険年金課長 どういった辺りが偽装請負に当たるという御指摘なのかちょっとよく分かりません。お客様が来庁なさいます。御用件をお伺いします。それで、受託業者においては形式的ないわゆる書類上の手続関係、受託業者だけで完結できるような、いわゆる単純業務、この部分についてさばいていきます。受託業者が何かしらの判断とか権利の行使、こういったものが必要というふうに思われた、そういう困難な相談等、そういったものについては職員が対応させていただいているということでございます。以上です。

○委員長 もしあれでしたら、どこが偽装かということを具体的に御提示いただいたほうが議論がよろしいかと思えます。

○武藤 この窓口業務委託については、受託業者が業務自体を委託されているので、そこに対して委託先の市役所のほうでいろいろ指導をしたりとか、そういうようなことをしてはいけないというふうになっているわけですね。労働者派遣法でそのようになっているんですけども、非常にそこら辺が曖昧というか、非常に難しいところではないかと思っているんですけども、そういうところはじゃ完全に分けて、きちんとやっているということなんですか。

○保険年金課長 受託業者におきましてもしっかり監督者というのが毎日当課のほうに常駐しておりまして、必要な指示出しというのは受託業者の中で完結しております。偽装請負というのは、例えば私が受託業者の人間に対して何かしらの指示を出している、そういった状態が偽装請負なんだというふうに認識をしておりますが、そういった事実はございません。以上です。

○武藤 偽装請負はないということでしたけれども、結局市役所の仕事はやっぱり職員の方たちの関係性、連携なども必要になってくるのではないかと思います。市民と市役所が直接対面する大事な業務です。プライバシーの問題もあります。公的ワーキングプアを柏市がつくっていいのかという問題もあります。またマイナ保険証の廃止についてもそれを進めていくというような今回の後期高齢者医療事業の特別会計には賛成できません。以上です。

○次長兼生活支援課長 すみません。先ほどは失礼いたしました。先ほど武藤委員のほうからお話がありました決算書246ページ、決算報告書38ページの自立相談支援事業についての支援対象者数ですけれども、申し訳ありません、私どものここに書いてある指標が、委員おっしゃるとおり、ばらつきがありまして、昨年と違う指標

になっていました。どうも申し訳ございませんでした。支援対象者数につきましては令和4年が434人、令和5年が302人、相談件数につきましては令和4年が1,100件、令和5年が948件となっております。次年度からきちんと気をつけますので、申し訳ございませんでした。

○委員長 武藤委員、それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○福祉政策課統括リーダー 先ほど多機関協働事業で取り扱った世帯の件数ということです。令和5年度に関しましては、8世帯お取り扱いございました。以上です。

○委員長 よろしいですか、それで。何かあればどうぞ。よろしいですか。大丈夫ですか。

○障害福祉課副参事 先ほどはすみません。武藤委員から御質問いただいた令和5年度のチャレンジオフィスの就職者数なんですけども、昨年度8名ということになっております。以上でございます。

○委員長 大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですか、それで。

○桜田 それでは、議案の第21号、令和5年度柏市一般会計歳入歳出の決算の認定についてお伺いいたします。まず、報告書の40ページ、福祉人材確保対策事業についてお伺いいたします。新たな介護人材の確保につなげるため合同就職相談会、柏市福祉の仕事相談会を開催しましたが、出展法人数が28法人あるのに対して来場者数が124名、採用者数が13名となっています。こちら少ないように思われますが、こちらどのような取組をしているのか、お聞かせください。

○高齢者支援課長 こちらのほうですけれども、平成27年度からの事業でございますが、毎年1回福祉に関わる介護ですとか障害福祉ですとか、そういった事業に携わる人材が非常に今困窮しているというところがございまして、そちらの合同の就職の説明会のような形でそれぞれの事業者に参加していただいて、実際にそういった職種に興味のある方が御来場いただいた上で、そこの個別にこういった事業所、こういったことやっている、こういったことがやりがいになっているとかというような意見交換とか、そういったものを行いながら、実際に福祉の仕事に興味を持っていただいて、もし自分と反りが合いそうな事業者様というところがうまく見つけられれば、そちらの事業者様との採用につなげていくという事業でございます。委員おっしゃられたとおり、基本的には来場者に対しての採用数というのは非常に少ないところではございますが、各年度、全然増加傾向にはございまして、来場者数だけでいきますと令和5年度は124ですが、令和4年度は108人ということで、1割ぐらいずつは増しているのかなという感覚は持っております。なかなか非常に採用が難しいという業界ではありますけれども、こういった周知をしっかりとしながら事業所の介護、障害福祉に係る事業の魅力をアピールしていきたいと思っております。以上でございます。

○桜田 ありがとうございます。こちら来場者数なんですけども、もっとたくさんの方に来場してほしいと思うんですけども、その辺の対策というか、今後の取組等がございましたら、お聞かせください。

○高年齢者支援課長　やはりこの周知が非常に難しいということは痛感しているところでございますが、私どもが今展開している周知の方法といたしましては、一般的なチラシですとかポスターを印刷した上で、チラシのポスティングというものをやっている。そのほか今非常に特に若い働き口というか、働き手ということでアピールするためにということでは、インスタグラムですとかLINEにこういった事業の広告を掲載させていただいたり、もちろん求人誌ですとか求人サイト、そういったものに掲載をさせていただいているところではありますが、まだまだ周知が足りないという部分も十分感じているところでございますので、さらにいろいろと検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○桜田　ありがとうございます。ぜひとも来場者数が増えるように、さらなる周知をよろしくお願いいたします。

次に、先ほど武藤委員も御質問しておりましたが、こちら介護支援専門員処遇改善補助金の交付の件ですけれども、こちら新たに開始したということです。こちらの補助金の金額や内容等、もう少しお聞かせください。

○高年齢者支援課長　こちらのほうの補助金ですけれども、先ほど申し上げた介護支援専門員さん、ケアマネジャーさんに対しての賃金の上乗せ分を補助するというものでございます。対象といたしましては、ケアマネの事業所に勤めているケアマネさんですとか、事業所さんがちょっと申請がしにくいというような状況に、ある事業者に関しては個人での申請も認めているところでございますが、月128時間以上勤務された方に月額9,000円、月64時間以上から128時間未満の方には半額の月額4,500円の補助をしているというものでございます。9,000円に関しましては、令和2年度ですか、看護、介護、福祉系の従事者の方にお給料一律3%、9,000円程度上げるという国の施策がございまして、それで介護の事業者に関してはケアマネジャーさん以外はそれぐらい上がっているわけなんですけれども、ケアマネジャーさんが対象にならなかったということが一つの大きな問題となっていたことから、この金額で設定して、事業を展開しているところでございます。以上でございます。

○桜田　交付人数が473名となっておりますが、こちら対象者はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○高年齢者支援課長　全ての対象となる方、柏市内の事業所に勤めているケアマネジャーさんでいきますと、600人程度というふうに考えております。以上でございます。

○桜田　その600人に近い人数の方が補助金のほうもらっていないというのは、どのような現状というか、要因が考えられるのでしょうか。

○高年齢者支援課長　理由の多くは、時間が先ほど申し上げた64時間に満たないパートタイム勤務をされているとか、あるいは事業所の中で介護職と兼務してケアマネジャーさんもやっていて、勤務時間を分けていらっしゃるような場合、そういった場合は64時間に満たないということで対象にならないというのが1点と、全国展開しているような事業者さんですと、お給料の水準をそれぞれ合わせるということの事業者の事情があって、申請がしにくいというところから、申請をされていない方

も若干いらっしゃるのかなという認識ではございます。以上でございます。

○桜田 こちらの補助金は、引き続き行われるのでしょうか。

○高齢者支援課長 こちらの補助金に関しましては、一応令和5年度につきましてはコロナの対策ということで国のお金を出すことができましたので、まずこれを創設したというところで、令和6年度に関してもケアマネジャーに対しての報酬の改定ということが処遇改善においては認められなかったものですから、引き続き実施しているものでございます。ずっと永続的に続けられるかということは、まだ難しいところもございますけれども、介護報酬でそもそも見られるべきものという認識がございますので、そちらをにらみながら、まだ介護保険の関係でケアマネジャーさんというのはキーになる方々ですので、その方々の就職、就労がちゃんと足りるような状況になるまでは検討していく必要があると考えております。以上でございます。

○委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前 11 時 3 分休憩

○

午前 11 時 10 分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 質疑を続行いたします。

○桜田 御答弁ありがとうございました。福祉業界の人手不足は深刻でございます。引き続き介護支援専門員の処遇が改善されますよう、お取組のほどよろしく願いいたします。

続きまして、報告書の62ページ、動物愛護事業についてお伺いいたします。マイクロチップ普及促進を図るためのポスター、チラシ及びリーフレットの作成を行ったということですが、こちら柏市に登録している犬、猫の数をお聞かせください。

○動物愛護ふれあいセンター所長 犬については登録制度がございますので、まず犬について申し上げます。令和5年度末現在ですが、柏市の登録頭数が2万5,800余りとなっております。また、猫についてなんです、こちらについては登録制度はございませんので、数字としては私ども持っておりません。以上です。

○桜田 こちら普及活動を行っておりますが、こちらの普及促進の効果をお聞かせください。毎年どのくらい増えているのか等含めてお願いいたします。

○動物愛護ふれあいセンター所長 犬については新規登録頭数が年間おおむね1,500頭ペースで増加しておるところなんです、そのうちのおおむね9割方が今マイクロチップの挿入という格好になっております。ただ、これはマイクロチップの登録が義務化されておりますブリーダー、あとペットショップでの登録頭数が多いということは背景にございまして、個別の個人さんの登録ということについては全体の1割から2割というふうに算定しております。以上です。

○桜田 犬、猫収容引取り数等が示されておりますが、飼い犬の引取りが10件、猫の引取りが170件とありますが、引き取る事となる主な要因をお聞かせください。

○動物愛護ふれあいセンター所長 犬の引取りについては、おおむね徘徊犬ということで迷子犬、ないしはあるいは捨てられてしまったであろう犬、またあと御家庭の事情によりやむを得ず引き取るという格好になっております。猫については、多くが、子猫が引取り頭数の8割から9割方を占めておりまして、飼い主がいなくてであろう乳飲み子です。いわゆる野良猫の子猫であつたであろうと思われそうですが、放置しておくで死んでしまうような子猫を、市民感情も踏まえ、動物愛護精神の普及ということも相まって、我々のほうで収容しております。以上です。

○桜田 令和4年6月1日に法律でマイクロチップの装着が飼い主の努力義務となりましたが、飼い主が責任を持って最後まで面倒見るといような条例等はございますでしょうか。

○委員長 条例。

○桜田 ちょっと質問違いますかね。

○委員長 いやいや、条例つくれということ。

○桜田 いや、現在あるかという。

○動物愛護ふれあいセンター所長 すみません。最後の部分もう一度お願いいたします。

○桜田 すみません。令和5年度現在、飼い主がペット等責任を持って最後まで面倒見るといような何か条例等があるか、ちょっと教えていただければと思います。

○動物愛護ふれあいセンター所長 動物愛護法にも飼い主終生飼育の責任の明示、また柏市の動物愛護の条例についても飼い主責任の明示ということは既に明記、記載されております。以上です。

○桜田 ありがとうございます。

それと、猫の捕獲の数がこの報告書のほうに斜線が引かれて記載されていませんが、こちらの御説明をお願いいたします。

○動物愛護ふれあいセンター所長 猫の捕獲の数ですかね。収容数ということでしょうか。

○桜田 62ページの犬猫収容引取り数等と書いてある表があるんですけども、こちら猫の捕獲数が斜線が引かれて書いていないんですけども、これは、こちらの数は何か不明となっているんですが、これはどのような理由なんでしょうか。

○動物愛護ふれあいセンター所長 猫については、捕獲という行為は法的にも記載がなく、また根拠法令もございませんので、捕獲という行為は愛護センターで行っておりません。以上です。

○桜田 ありがとうございます。地域猫活動というのがあるんですけども、こちら犬に関しては同じような活動はないのでしょうか。

○動物愛護ふれあいセンター所長 犬については、基本飼い主責任ということで登録制になってございまして、野外で放されている犬というものは原則保健所が収容

することになっておりますので、そのような制度は現状ございません。以上です。

○桜田 次に、地域猫活動登録の承認を受けた個人または団体は、どのくらい存在するのでしょうか。

○動物愛護ふれあいセンター所長 現状名簿上は約100件ほどございますが、本年度名簿の整理もいたしております、おおむね現状継続で実施されてという方々、また団体さんが50件ほどおります。以上です。

○桜田 ありがとうございます。引き続き殺処分ゼロ、またはマイクロチップ装着率が上がるよう、お取組のほどよろしく願いいたします。

次に、報告書の35ページ、自殺予防対策事業についてお伺いいたします。自殺者数の近年の現状と傾向をお聞かせください。

○福祉政策課長 近年の状況ですが、自殺者数については一度コロナの頃に増加いたしました。それから、今微減をしているというような状況です。年間で、ちょっとお待ちください。年間の自殺者数についてはちょっと後ほど御報告申し上げます。傾向といたしましては、柏市の特徴としては大体30歳代から40歳代ぐらいの男性に自殺者が多い傾向にあります。また、最近、ここ一、二年に関しましては、若年層の自殺者数の増だけではなく、高齢者についての自殺者の増加というものも見られています。以上です。

○桜田 ありがとうございます。インターネットゲートキーパー事業として、グーグルの検索連動広告を活用し、自殺に関する語句を検索した方に相談窓口を表示し、メール相談を促したところ95件の相談があったとのことですが、こちらの事業内容、何件メールを送信したのかを含んでもう少し詳しくお聞かせください。

○福祉政策課長 こちらの事業ですが、皆さん御存じのとおりグーグルでいわゆるググるというようなことをしたときにそこに関連する広告が表示されるような機能があるということは御存じかと思いますが、そこをちょっと活用いたしまして、特にGPSの位置情報があるものについて、柏市の位置情報を持っている方について、例えば死にたいとか自殺の方法とかいったキーワードで検索した場合に広告のような形でゲートキーパー、いわゆる私たちに相談してみませんかというような表示を出すものです。広告表示としては、昨年度11万回強の広告表示がありまして、その中でその広告をクリックしていただいた数、それが7,865回になります。相談に至った方としては今申し上げたような95件になっておりますが、メールを委託先の企業のほうからお送りした件数としては1,032件、電話でやり取りをしたケースも15件ほどございました。以上です。

○桜田 ありがとうございます。現在は、スマートフォンやパソコンで何でも検索できる時代です。SNSによる誹謗中傷により自殺してしまう方も増えております。引き続き時代に合った対策、お取組のほどよろしく願いいたします。質問は以上となります。

○伊藤 決算報告書の34ページ、事業番号28番の柏市社会福祉協議会支援事業についてお尋ねします。こちらなんです、地区の担当員さんというのが配置されたっ

て書いてありますけれども、こちら全部の地区というか、事業ごとに展開している形で配置という形に書いていますでしょうか。

○福祉政策課統括リーダー すみません。地区の担当員という……（「担当職員」と呼ぶ者あり）担当職員。地区社協の担当職員ということでしょうか。

（「そうですね」と呼ぶ者あり）地区社協の担当職員については、社会福祉協議会のほうが自主的に実施している事業ですので、柏市のほうで管理しているものではないです。以上です。

○伊藤 では、その中で今回4%ほど、1,000万ぐらい増額なんですけども、こちらの費用として主になっているものというのはいくらになりますでしょうか。

○福祉政策課統括リーダー 人件費の割合が社会福祉協議会、多くなっておりまして、人件費の増額に伴う増加が大半、予算の増額となっております。以上です。

○伊藤 ありがとうございます。となると、職員の活動回数が1,268回って書いてありますけれども、こちらに対しての報酬額が増えたのかということの認識でしょうか。

○福祉政策課統括リーダー おっしゃるとおり、回数の増加ですとか、あと実際に事業自体は社会福祉協議会が実施しているものにはなるんですけども、そちらに対しての人件費等の補助を行っている補助金となっております。以上です。

○伊藤 ありがとうございます。分かりました。

続いてなんですけど、35ページの80の1ですか、先ほど桜田委員が質問した内容になるんですけど、インターネットゲートキーパーとか対面事業相談とかのことなんですけれども、今委託業務になっていますけれども、報告というのはどんな形で上がってきているのでしょうか。

○福祉政策課長 こちらインターネットゲートキーパーや2番の対面相談事業に関しましては、毎月委託先から報告を受けております。以上です。

○伊藤 ありがとうございます。報告受けた後というのは、お互い何か相談とかしているような感じになるんですかね。受けているだけですか。

○福祉政策課長 報告だけではなく、対面とかズームなどを使いまして、相談事業の内容ですとか対応策などについても話をする機会を設けております。以上です。

○委員長 委託先どこでしたっけ、ちなみに。

○福祉政策課長 委託先ですが、インターネットゲートキーパーに関しましてはNPO法人のOVA、アルファベットでO、V、Aと書きますが、OVAというところをお願いしております。それから、2番、対面相談事業に関しましては、日本産業カウンセラー協会のほうに委託をしております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。伊藤委員、ごめんなさい。どうぞ。

○伊藤 ありがとうございます。すみません。御答弁ありがとうございます。

では、続きまして36ページになるんですけども、事業番号89番になります。こちらなんですけど、ごめんなさい、1つ分かんなかったんですけど、一番最後の文言で、増減理由のところがなんですけど、令和4年度分国庫交付金の返還金が発生したため

とありますけど、具体的に何かって教えていただけると幸いです。

○福祉政策課統括リーダー 令和4年度の重層的支援体制整備事業に関わる精算の金額で国にお戻しをした金額がそのままこちらのほうに、300万ほどですか、記載されておるものになります。以上です。

○伊藤 ありがとうございます。ごめんなさい。金額だけ、幾らですか、返還金のほう。

○福祉政策課統括リーダー 275万7,000円、こちらを国庫のほうに支出しております。以上です。

○伊藤 ありがとうございます。

続きまして、40ページになるんですけれども、の中で在宅高齢者助成事業の中の登録者数のところなんですけど、5番目か、住宅改造費助成というところの登録者数はゼロになっているんですけれども、利用者件数は20件になっているんですけれども、これは教えていただけると幸いです。

○高齢者支援課長 こちらのほうは、住宅改造、介護保険を適用する前のお方で、必要な住宅の改修があるときに実際に申請をしていただいて、補助を受けて、工事を実行するというものになりますので、登録制度ではなくて、その都度申請をするということになります。以上でございます。

○伊藤 ありがとうございます。助成のときの条件ってどんなのがあるか、教えていただけると。

○委員長 答弁をお願いします。

○高齢者支援課長 申し訳ありません。住宅改造なんですけれども、こちら要介護を受けていらっしゃる方で、御本人もしくは御本人も含めた世帯の方の所得割額が16万円未満の方であれば、実際に介護度が進行するのを予防するためにこういった改修したほうが良いというような形での御提案をいただいた上で、工事のほうに入らせていただいて、補助金を出しているというものでございます。以上でございます。

○伊藤 分かりやすく、ありがとうございます。

それから、46ページになるんですが、一番上の障害者支援事業に対してお尋ねします。額的に2億ちょっと、2億3,000万ぐらい、17%増ってなっていますが、これ単純に障害者手帳を発行している方が多くなったので、お金が上がっているという認識でしょうか。

○障害福祉課長 委員さん御指摘のとおり、年々障害者の数が増えておりまして、特に精神障害者の方の数が増えております。以上です。

○伊藤 ありがとうございます。では、認定をもらってからお金が支給されるまでのスパンというのは、どれぐらいで出ているんでしょう。平均とかちょっと分かればいいんですけれども。

○障害福祉課長 まず、手帳の取得と手当に関してはちょっと別になっておりまして、手帳に関しては身体障害者手帳に関しては中核市である市で判定をして、結果を出しております。ただ、精神障害者福祉手帳と療育手帳に関しては、県のほうで

交付をしていただくような形になるので、若干ちょっと時間がかかるような形になります。以上です。

○委員長 おおよそどれぐらいとかというのがもし分かれば。

○障害福祉課長 人にもよるんですが、およそ一、二か月程度で手帳の取得はできるかと思います。以上です。

○伊藤 ありがとうございます。

ラストなんですけど、62ページの、去年もたしか同じような質問させていただいたんですが、一番下の健康増進課一般事務経費のところでお聞きしたいんですけど、ウォーキングパスポートの発行と景品の数が分かったんですけど、ごめんなさい、これちょっと忘れてしまったんですけど、ウォーキングパスポートを頂いて利用する、何か記録するみたいな中から頑張ったら景品がもらえるようなシステムの認識でよろしかったでしょうか。

○健康増進課長 ウォーキングパスポートの中に、歩いた歩数で世界旅行するというコンセプトになっていまして、30万歩と150万歩と300万歩に達成した場合御申請をいただいて、景品をお渡ししているような事業となっております。以上になります。

○伊藤 ありがとうございます。一応質問は以上になります。ありがとうございます。

○福祉政策課長 先ほど桜田委員にお答えできなかった柏市の自殺の現状のところ追加でお答えさせていただきます。柏市の自殺の現状ですが、少し古いデータになりますが、令和2年に市内で68名の方、令和3年63名の方、令和4年については55名の方が残念ながら自殺、自死にて亡くなられております。令和5年度については、今集計しているところですが、大体同じぐらいか若干増えていたかと思います。以上です。

○委員長 特に何かあればどうぞ。大丈夫ですか。

○田中 すみません。何点か伺いたします。決算報告書、まず35ページのK—N e t 事業について伺います。先ほどの武藤委員の答弁というか、やり取りを聞いていまして、個別避難計画作成のモデル事業、この委託料が決算書で241ページで1万5,000円というふうに出ていましたけども、この委託先と委託の内容についてちょっと教えていただければと思います。

○福祉政策課長 委託先は、市内のいわゆるケアマネ事業所3か所になります。1つのプラン作成について5,000円で委託をしております。以上です。

○田中 その委託先というのは、そういうことを専門にやられているところですかね。

○福祉政策課長 今回個別避難計画の作成を専門に行っているところではございません。通常ですと要介護認定を受けた方に対してケアプランの作成を行っている介護支援専門員が所属する事業所となっております。なので、専門は介護のケアプラン作成です。以上です。

○田中 ありがとうございます。昨年と今年とモデル事業というか、やってきて、今年度から本格的にやっていくというふうに先ほど答弁があったと思うんですけども、具体的にどのようにやっていくか、ちょっと教えていただければと思います。

○福祉政策課長 まず、今回の2か年にわたります分析を経まして、まずつくる方に関しましては、一つ先ほど申し上げた介護支援専門員等の福祉専門職からのやはりお力添えをいただくということ、それを今回モデルでもさせていただいた委託というような形で作成を委託していくというのが一つです。また、もう一つとしましては、作成に関してかなり1件当たり手間のかかる作業になりますので、ある程度優先度をつけて作成を行っていくというようなこと、それから今回のモデルを経まして、計画作成について消極的な方も結構いらっしゃったというような結果も出ましたので、それでもやはり今回昨今の大きな災害、小さな災害というものが発生している状況を鑑みて、皆さんにセルフプランといいますか、マイタイムラインをつくっていただくようなものに近いものになります。そういったことを意識していただくこと、この辺りを軸に進めていく方向で検討しております。以上です。

○田中 御丁寧にありがとうございます。なかなか案件、案件で状態が違って、非常に大変なところがあると思うんですけども、大変重要な事業だと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

同じく35ページ、先ほど自殺予防の話がございました。対面での相談がやはり多いかなという印象は受けますけれども、今週何回というか、予約で行っていると思うんですけども、その辺の事業内容というか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○福祉政策課長 特に週何回というふうに定めているものではなくて、直接日本産業カウンセラー協会さんのほうに御相談できるような連絡先を表示して、そちらのほうで予約を取っていただいているというような形になっています。以上です。

○田中 ありがとうございます。ちなみにですけど、この日本産業カウンセラーという、その事業所というのは都内ですか、それとも近くにあるものですか。

○福祉政策課長 柏市内にございます。柏駅から大体徒歩5分以内で着けたかなと思います。以上です。

○田中 ありがとうございます。あんまり遠いといく人も行けなくなると思いますが、ありがとうございます。

報告書の36ページ、生活困窮者自立支援事業についてお伺いいたします。決算報告書の中で住居確保給付金の申請が減少したというお話がありましたが、この原因はどのようにあるか、ちょっと分析していれば教えていただきたいと思います。

○次長兼生活支援課長 住居確保給付金に関しましては、コロナ禍に拡大された事業になりまして、令和5年につきましては令和4年の前半期の件数で見込ませていただいたんですけども、令和4年の前半期が大体100件ぐらいとそれなりの数がありましたので、そこで見込ませていただいたところ、令和5年になりまして、かなり令和4年後半から減少しまして、平均月に大体5件ぐらいという形になってしま

いまして、かなり予算が残ってしまったという形になっております。以上です。

○田中 ありがとうございます。

そうしましたら、同じく36ページの多機関協働事業について、決算書の244ページのエリアごとの支援体制整備事業、この委託が約645万1,500円あると思うんですけども、委託先と委託の内容についてちょっと教えていただければと思います。

○福祉政策課長 委託先は、柏市社会福祉協議会になっております。内容としましては、多機関協働事業というものは、先ほどこっちと触れましたが、総合相談と、あとそれから市内にたくさんある地域包括支援センターや障害、それから先ほどのいきいきセンターなどいっぱいある相談窓口をつないでいくというようなものになっています。そこに対して、それを、その運営を柏市社会福祉協議会さんのほうにお願いをしているところです。この推進については、個別の支援会議だけではなく、地域ごとの、エリアごとの課題抽出やその解決などを目指した、いわゆる重層的支援体制整備事業の中会議、私どもかしまる中会議と呼んでおりますが、そういったものを開催していただいております。以上です。

○田中 ありがとうございます。各地域、例えば地域包括支援センター、先ほど市内の近隣センターに10か所というようなお話があったんですけども、今後近隣センターに広げていく計画があるのかどうなのかという、その辺をちょっと伺いたします。

○福祉政策課長 失礼いたしました。今現在で11か所まで増えました。今年度1か所追加で増設をしまして、今11か所となっています。ただ、今後につきましては、やはりそれぞれの近隣センターのスペースでありますとか、それから人員の確保などの問題もありますので、また今回のまず11か所の充実などを図りながら、今後増設するかどうかについては検討してまいりたいと思っております。以上です。

○田中 ありがとうございます。そこの相談の人員というか、それは何か専門職なのか、それともどういった方が相談されるのか、相談体制の受入れというか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○福祉政策課長 こちら柏市社会福祉協議会さんに委託、お願いをしている事業でございますが、社会福祉協議会からはこちらの窓口には社会福祉士の資格を有している職員を充てているというふうに聞いております。以上です。

○田中 ありがとうございます。なかなか本庁のあいネットまで来るのが大変だという方もいらっしゃると思うので、こういった出先というか、そういうところで相談を受けられるような体制整備をよろしくお願いしたいと思います。

最後、報告書の62ページの骨髄移植ドナー事業についてちょっと伺います。前年度より59%減というふうになっておりまして、全国的というか、ちょっと関心が薄くなっているように思われて、なかなか、本当に大事な事業だと思うんですけども、こうして減ってきているところをいかにして何とか啓蒙というか、柏市としては啓蒙活動というか、その辺をどのようにやっているのか、お伺いをいたします。

○総務企画課長 こちら予算減の理由としましては、柏市若年がん患者在宅療養生

活支援事業という事業そのものが他課に移管したため、その予算が丸々ちよつとなくなったので、事業の予算対増減は減っているんですけども、事業としては並行して行っております。昨年度は、ドナーの女性数3名だったんですけど、ごめんなさい、令和4年で4名、令和5年で3名なので、事業としてはそれほど減ってはいないという前提でございます。柏市の啓発なんですけれども、例えば献血の事業と一緒にペアさせていただいて、一緒に事業を行うことで登録の方を増やしていこうと思っております。柏市の骨髄ドナーの登録者数なんですけど、ありがたいことに年々増えておりまして、平成29年1,148名だったのが令和4年度で1,503名ということで、事業としては微増ではありますが、徐々に増えていっている状況なので、引き続き啓発を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○田中　ありがとうございます。それを聞いて少し安心をいたしました。以上で終わります。

○北村　幾つかお聞きしたいと思います。まず、報告書の40ページでございますが、先ほど来出ておりますが、採用者数13名というところを見たときにどういうふうに考えればいいのかというのが率直なところでございます。介護人材がどれぐらい不足していて、どれぐらいの需要があり、どれぐらいの人材確保をこの事業において求めているのか、その辺りの目標値というか、指標値というか、お考えをお示しくください。

○高齢者支援課長　今委員御指摘のとおり、非常に介護人材、非常に不足しているという現状でございますが、ただ一方で介護保険の実際に事業を運営していくというところで考えたときに、基準の配置人員というのがございまして、これ以上入ってしまうと基準違反ということになってしまう、要は最低限の数字ですが、この数字を満たしていないという事業所は今のところはないと。年間通しても最後の1人が辞めてしまって、休止に至るとかって事業所あるんですが、その形の中では今のところは適正基準の段階のところの一番最低限は守っているということあるんですが、じゃ目標数で何人あといれば実際に有給休暇ですとか、そういったことも取得できたり、有給休暇の取得ですとか、そういったことまでできるかというところの精査というのがちょっとまだ柏市としてはできてございません。ただ、今事業者の方からの声としては、本当にあとそれこそ何人欲しいとかというような声が、具体的な仕事量に対してのという数がちょっと精査できていないということもありまして、この辺りは非常に事業者の方々と一緒になって、あとどれぐらいの数が、また高齢者も増えていきますので、数的に介護人数も増えてきますので、その方に合わせてどういった形で福祉の仕事に携わっていただくような方を増やしていくかということを検討していくべきというふうに考えております。以上でございます。

○北村　ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますし、高齢化というのは確実に見えている。高齢化というのは、数値上推計で見えているわけです、どれぐらいの人がこの年齢になるというのは。日本の課題は、どれだけ生まれてくる人を増やすかということでございますが、ちょっと話ずれましたけども、そういう

意味で地域性もあると思うし、どこの地域でどれぐらいの高齢者がいて、どういう人材が必要かというのはやっぱりつかないでいかないと、言葉はあれですけど、やみくもにやっていってもなかなか効果がどういう、やみくもって言い方あれですけども、ちゃんと定めていくことが必要なんではないだろうかとは思っています。周知の仕方、私ＪＲ、電車に乗っているときに相談会というのを何かポスターというか、拝見したような記憶があるんですが、周知に関してはどのようにしていますでしょうか。

○**高齢者支援課長** 委員御指摘のとおり、駅のほうのビジョンのほうに載せていたり、ポスターのほうを掲示をさせていただいたり、先ほど申し上げたチラシを刷ったものをポスティング、実際御自宅のほうに投函させていただいたり、あとはインターネットですとか、ソーシャルメディアを使つての若い方向けの周知というような形で、こういった福祉の仕事の相談会がありますので、実際に働いている方と意見交換しませんかという訴求するような形のポスターですとか、そういったものをちょっと作らせていただいて、周知をさせていただいているところでございます。以上です。

○**北村** 引き続きお願いいたします。根本としてやっぱり福祉意識の醸成、こういうことが必要になってくると思うので、そういう仕掛けを全庁的に私はお願いしたいものでございます。

では次、41ページに参りたいと思います。高齢者の就労社会参加促進事業でございますが、先ほどありましたように、厚労省の生涯現役地域づくり環境整備事業、令和５年度からということで、柏市が柏市生涯現役促進協議会というのを設立した、実施主体ということで。この協議会って、すみません、不勉強なんすけど、最近できたというものなんでしょうか。

○**健康政策課長** こちらの柏市の生涯現役促進協議会でございますけれども、こちらは平成28年の時点で国事業の前身となる事業は何回かございまして、その事業を受託する際に併せてこちらの生涯現役促進協議会といったものが設立されているという状況です。平成28年頃になります。

○**北村** 承知しました。国の生涯現役地域づくり環境整備事業の企画書募集要項を見ていると、この協議会というのは、恐らく書かれている部分には協議会の構成員というのを想定しているというのが幾つか挙げられているんですけども、例えば社会福祉協議会とかシルバー人材センターとか、そういう意味で柏市のこの協議会の構成員について詳しくお示しください。

○**健康政策課長** こちら生涯現役促進協議会構成員が社会福祉協議会、あとシルバー人材センター、あと東京大学の高齢社会総合研究機構、あと柏市の商工会議所、あと沼南の商工会、あとは社会福祉協議会と、あとセカンドライフファクトリーですか、こういった幾つかの就労社会参加の促進に関する関係機関によって構成されている、組織されていると、こういった組織になります。

○**北村** 承知しました。この国の企画書にも協議会の構成員には都道府県や市町村

を基本にシルバー人材センター、あと労使の関係者、社福、地域の金融機関、高齢者の就業に関係するものを幅広く含めることができるというふうに書いてあって、シルバー人材センターの会員数もコロナの影響などでなかなか集まらない、下がっているという状況が数年前にあったかと思うんですけども、これどういう構成にしてどういう活動をやっていくというのは、本当に高齢者の就労とか社会参加を考えていくのであれば重要になってくると思いますが、どういう御活動をされて、どういう効果が出て、どういう評価をしていますでしょうか。

○健康政策課長 おっしゃるとおり、柏市の生涯現役促進協議会の構成員、結構重要なところでございまして、ちょっと申し忘れましたけど、生活金融公庫もこちら構成員に入っております、また5年度からはこちら地域生活支援センターのあいネット、こちらも構成員に入っております。こういったところ、生涯現役促進協議会の事務局だけの事業だけでは当初の目的を達成するという事は難しいわけじゃないんですけども、やっぱりしっかり効果出していくためには連携が大事だということで考えています。もともとの事業構想が出ていたときのアウトカムにはまだちょっと達していないところもありまして、こういったところをしっかりと補うために構成員だけじゃなくて、例えばオブザーバーのハローワークの松戸であるとか、そういったところと連携しながら、例えば就職の相談会、説明会といったものも実際にやって、マッチング機会を増やすとか、そういったことに取り組んでみたりとか、そういったことを一つ一つこなしながら柏市民の就労社会参加の実をもっと上げるためにちょっと取り組んでいきたいなと思っていますところですよ。

○北村 ちょっと分かったような分からないような、どういう活動をしているかというところでいいますと、今おっしゃっていただいたハローワークだったり、商工会、社福、シルバーさん、東大さんも含めて、個々のいろんな活動はしているんだと思います。東大さんがどういう高齢者の就労の社会参加促進事業やっているか分かりませんが、個々でやっているいろんな取組、団体とかもある中で、それが協議会として、協議会になったときにどういう事業をしていくのかというのがちょっと知りたいなというのと、その評価を知りたいので、もう一度お願いします。

○健康政策課長 先ほど失礼いたしました。こちらの実際の生涯現役促進協議会自体をこちらの協議会の事務局のスタッフがこちらパレット柏のほうに相談窓口のほうを設置しております、そこで市民の方からの御相談に乗ったりするという相談窓口の事業、また高齢者の就労社会参加に関する意識を啓発するためのセミナー事業、これセミナー事業、これ2つ目です。3つ目が高齢者の方でも働きやすいような求人といったものを事業所に働きかけて開拓していき、それを柏市の生涯現役ネットのホームページ載せるような事業、そういったことを行っていると、こういう一つ一つを組み合わせる形で事業としての効果を出していくと、就労者数の増につなげていくといったところになっております。こちらで評価なんですけれども、こういった意識の啓発であるとか、あるいは相談窓口であるとか、こういった部分に関してはおおむね御利用された方、御参加された方の満足度は高いというところな

んですけれども、最終的なアウトカムであるところの就労者数といったところに関しては、なお増やしていく余地があるのだろうというふうに思っておりまして、6年度、7年度、こういったところ実際に就労者数がどういうふうに出るかということから逆算して、連携の強化でありますとか、周知の強化でありますとか、そういったところに取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○北村 アウトカムの部分の設定は本当に大事だし、どのぐらいそれも目指していくのかというのは本当に重要で、仕事の開拓事業というところも、仕事の開拓事業ってすごく、どれぐらいの規模感なのか分かりませんが、こういうことも重要なんだと思うんだけど、短く開拓事業ってどういうことをやっていらっしゃるんですかね。

○健康政策課長 こちら実際に事業所に出向いて行って、例えばハローワークで求人票が出ていますといったところで、高齢者の方でも仕事がしやすいような形で実際の職務の内容というものを少し分解して、高齢者でもやりやすい仕事に切り出してあげると、そういったことを事業主に対して働きかけて行って、求人票をちょっと書き変えていただくとか、そういったことを行って、それでこれだったら高齢者の方も御応募しやすいなといったものをホームページに掲載けると、そういったことを指して仕事の開拓といったところで、当然新しく行く場合もありますし、ハローワーク経由で求人票を直していくとか、そういったことを具体的な事業として行っています。以上です。

○北村 承知しました。やはりシルバーの方とかりタイアした方がシルバー人材センターさんに行くというのが結構多いと思うし、過去いろいろ話を私が伺う上ではシルバーさんの仕事なかなかないとか、なかなか報酬を思ったように、自分が望むような活動とか報酬とかがどうなんだというところはあると思うので、こういう事業でちょっとシルバー人材センターさんに今どういう課題があって、どういう仕事の課題とか報酬の課題、働こうとする方の課題があるかなど、いま一度シルバーさんとも綿密な連携とか、打合せとか、そういうところで何がこの会として、この事業として解決できるかというのを考えていただきたいなと思います。それ以上です。

次に行きたいと思います。35ページ、これは短くいきたいと思いますが、自殺予防対策事業でございますが、以前本会議でも私はSNSを活用した自殺対策とか相談事業というのは今の時代本当に必要だなという中で、LINEを使った相談とか、千葉県もそういうものに踏み出したり、全国的にもSNSの相談、その相談もSNSのプロの方、そういうやっぱりスキルというのが必要ですから、私は柏市でもそういうものが今後必要になってくるのではないかなと思います。ここに掲げてあるSNSを活用したとか、そういう相談事業というのはないですが、含まれてはいますでしょうか。

○福祉政策課長 現在のところSNS、いわゆるXですとかインスタグラム、ティックトックなどを使った相談事業はございません。以上です。

○北村 そういふところの可能性、LINEとかも含めて、自治体DXの流れの中でやっぱり政策をできるタイミングってあると思うんです。今本当にテレワークなんかは、コロナがあったからこそって言ったらあれですけども、それで進む。政策の窓が開く瞬間というのはやっぱりあると思うので、そういう機を本当に捉えないと、そのタイミングってなかなかやってこないと思うので、自殺対策とか福祉に対してもDX、この事業でいうと、SNSを活用した事業というのをやっていただきたいなと思います。これは私の、じゃ一言いただけますでしょうか。

○福祉政策課長 今御意見いただきましたDXの活用というところは、大切かと思ひます。ほかにいろいろ相談窓口などもあるというふなところのバランスとかも考えたいと思ひますし、また今回もこういったSNSを使った相談に携わる方といろいろ意見交換などできるような機会を設けられればと思ひております。以上です。

○委員長 じゃ、北村委員、ちょっとすみません。休憩にします。（「はい、すみません」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩にいたします。

午後 零時休憩

○

午後 1時開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○北村 どうぞ午後もよろしくお願いいたします。では、決算報告書のさっきの続きでございます。35ページ、成年後見人制度の利用促進事業、本会議でも今回も成年後見人も出ていましたし、私自身も以前も取り上げさせていただきました。本当にこの後見人、私も社会保険労務士という仕事をしている中で、駅に立っていても北村さん、成年後見ちょっとお願いしたいんだけどとか、考えているんだけどという、駅でいきなりそういう話があったりとか、本当に需要はあるなというのは皮膚感覚としてございます。（「肌感覚でしょう」と呼ぶ者あり）肌感覚、皮膚感覚。そこで、私が重要だなと思うのは、まだ元気だけでも、将来のために後見人を考えておきたい、それは任意後見などともいいまして、公証人などと資料を作成して、この任意後見をやっぱり増やしていくことというのが重要なと。行政はそこに何か促しだったり、仕掛けだったり、そういうことをやはり考えていくのが重要なと。いうところで、今回のこの促進事業には任意後見の決算の額の中で、3,400万ぐらいの中で何か任意後見部分への取組はございますでしょうか。

○地域包括支援課長 任意後見事業につきましては、議会等でも御質問いただいているところは認識しているところでございます。現在社会福祉協議会に委託しているかしわ福祉権利擁護センター、また中核機関等とお願いしておりますが、その中の相談業務、その他において、また市民の啓発研修においてもその旨のところは触れているところでございますが、基本的に任意後見については一つ契約事務の部分もありまして、なかなかそこは御理解いただけるように行政としても努めていきたい

と思います。その辺は肅々と皆さんに要はまずは認識いただくような形で努めていきたいと考えております。以上です。

○北村 お願いいたします。制度があるということと制度の趣旨だったり、そういうのも丁寧にお伝えいただいて、水面下に、さっきから需要、需要ばかり言って申し訳ないんですけど、どれぐらいの需要があって、高齢化は決まっているわけですから、柏市内でどれぐらいの需要があるんだと。どれぐらい。今回本会議では市長申立てが増えてきているとか、そういう件数などもありましたけども、ここの部分にいま一度向き合っていて、任意後見人も含めてこの成年後見制度がしっかり理解され、活用されることをお願いいたします。そして、成年後見人、あと1点だけなんですけど、この35ページの成年後見の部分の一番最後の候補者調整会議の実施状況、この候補者調整会議というのはどういう内容で、どういうことをするのか、今までの実績とか例も含めて、課題などもあればお示ししたいと思えます。

○地域包括支援課長 候補者調整会議につきましては、市民後見等々申立てした事案につきまして、後見人の選定に当たってお願いしています司法書士の先生、社会福祉士の先生等々をお呼びしまして、内容で要はどの職種の方が適当なのか、もしくは法人後見でもいいのか、その辺について相談をしながらお諮りをしている。あくまでも行政単独でまずそこで申立てで推薦をしていないというところでございます。以上です。

○北村 そうしますと、あともう一つ、私は後見制度でスポット的にできればいいなとは思ったんですが、ただ後見人の安定とか、そういうことを考えると、なかなか一度後見人に選定されたら長い間やっていくというのが基本的なところは分かるんですけども、そういう、柏市で後見人を例えば5年、10年って決めることはできないのかもしれませんが、やはりいろんな成年後見の課題がある中で、不正受給がすごくあったりとか、不正受給じゃない。搾取ですね。後見する側の搾取があったりとか、こういうそれぞれの課題というのはまた本会議などでも取り上げていきたいと思えますけども、どうぞよろしくをお願いいたします。

では、次に参りたいと思えます。63ページのがん検診事業でございますが、国の第4期計画でも、本会議でも申し上げたとおり、60%という受診率の目標がある中で、この表を見ていても二十二、三%と、5部位の検診率です。これをどういうふうに捉えているのかなというところをお聞きします。あともう一点、各部位の検診に対象者数Aというのがありますが、この対象者数に対して登録者数はBの数字なんですけども、これをどういうふうに評価すればいいのかなというのは私も悩むところでございます。その点についてお示してください。

○健康増進課長 がん検診の受診率につきましては、63ページのほうにお示したところなんですけれども、受診率の数字には2つありまして、実績に基づく数字を今回報告書のほうに掲載しております。もう一つは、今委員さんをお話いただきましたとおり、がん対策基本計画の目標値60%という数字は実績ではなくて、調査

によって検診を受けたかどうかというのを確認している数字になります。昨年度柏市の健康増進計画の最終評価のために市民健康意識調査というものを実施いたしました。その中でがん検診を受けているかどうかというのを同じように確認をしまして、数値が出たものを御紹介したいと思います。胃がん検診につきましては53.2%、大腸がん検診につきましては48%、これは、すみません、国ががん検診を推奨しています69歳までの年齢の受診の状況です。肺がん検診につきましては49.2%、乳がん検診につきましては64.2%、子宮頸がん検診につきましては58%ということで、国の目標値60%を超えていたものは乳がん検診だけでしたという状況がありましたので、数字の捉え方ということがあるかと思うのですが、この調査に基づく数値については毎年確認することができませんので、KPIとしては受診率は実績に基づくものをしっかりと上げていく必要があるというふうに考えております。以上になります。

○北村 それは、本会議で何回も率の部分については取り方によって違うというのは理解はしているんですけども、例えば要精検査数、要精密検査だと思うんですけど、これは精密検査に関しては国では90%以上というような目標あると思うんですけども、クリアしていますでしょうか。

○健康増進課長 要精検率につきましては、90%が目標値なんですけれども、クリアができていないものは大腸がん検診の精検受診率がまだしっかりと目標値に達していない状況ということで認識しております。以上になります。

○北村 では、釈迦に説法でございますけれども、その部分は要精密検査というのはやっぱり出ている部分に関しては特に強くアプローチをして、受けていただくということはさらに取り組んでいただきたいと思います。そして、対象者数、これ例えば全部位の対象者数が登録をして、受診したときというのは、今回のこの決算額3億6,700万円、これというのはどういう数字になるのでしょうか。

○健康増進課長 対象者の捉え方につきましては、国勢調査に基づいて対象人口の年齢の人口から就業者数を引きまして、1次産業の従事者の方を引いて、そして要介護4、5の認定の方を除くという方式がありまして、それに基づいて対象者数は記載をしているものになります。登録者数は、その中で今柏市のがん検診が事前登録をお願いしている状況になりますので、対象者の方の中で登録をしていただいた方の数を乗せているものになります。ただ、この分母になります対象者数の中で職域の方は除かれてはいるんですけども、職場で必ずしもがん検診を受けることができる環境が整っているということではない実情も私たちのほうで把握しております。そういった場合には市町村のがん検診を受けてもいいということをお知らせしなければいけないんですけれども、まだまだそういったところを十分に市民の皆さんにお知らせできているかというところと十分ではないと思いますので、その辺りもしっかりと周知をして、必要な方が、受ける機会のない方がしっかりと受けていただくことを進めていきたいと思っております。ですので、決算額につきましては実際に受けていただいた方にかかった費用を乗せているものということになります。

聞かれていることにお答えできていますでしょうか。すみません。以上です。

○北村 すみません。私の聞き方がおかしかったし、今自分もお話お聞きしていて自分の尋ね方が、認識がちょっと間違っていたなとか、このAの対象者数というのは職域の方とかも含まれているわけですね。含まれていると認識しているんですけども。

○健康増進課長 すみません。説明が不十分でした。Aの対象者数には、就業者数は除かれています。その代わり1次産業の方は加えられているということなので、一般的に例えば会社にお勤めの方ですとかというのは一回除かれているような算定式になっております。以上になります。

○北村 そうですか。ありがとうございます。では、ちょっと質問の趣旨としては、要は対象者数Aの方とかがなるべく一人でも多く受けていただいたり、登録していただくというのは必要だと思う中で、現在受けてくださっている方は受診者のCの部分、Cの部分がもうちょっとこの対象者数に近づいたときに今の決算額からどれぐらい費用、コストがかかっていくのかというのが私の質問でございますが、よろしいですか。すみません、ちょっと説明が下手で。

○健康増進課長 この対象者数の方全てが受診された場合についてちょっと試算はできていないんですけれども、かなり費用としてはかかるものというふうに認識しております。以上になります。

○北村 すみません。突然数字を尋ねてもそれは出てこないと思うんですが、ちょっと規模感としてどれぐらいなのか。今3億7,000万ぐらいの決算額がどれぐらい増えていくというのは想像が自分もつかなくて、ちょっとその辺りが気になったので、もし分かれば別に今度お電話でもとか、何か教えていただければ幸いです。あと、がんに関しては、がん発見者というのはGの部分で出てきていますけど、がん発見者の方に対しては柏市はどういうフォローとか、その後の対応はしていかれているんでしょうか。

○健康増進課長 がん検診を受けられて、要精密検査と判定された方には、市のほうから精密検査を受けていただけるようなお手紙をお送りしております。その先に精密検査を受けた結果につきましては、病院のほうから市のほうに御報告いただけるようお願いをしているのが1つと、市内の医療機関でないところで受診される方もおられますので、その場合には御本人様から市のほうへ精密検査を受けた結果がどうであったかというのを御報告いただけるようお願いをしているものになります。その中でがんと発見された方の数字を確認をしているんですけれども、実際にがんと発見された方に対して個別に市のほうから何らかのアプローチをしているということは、今の時点ではない状況になります。以上になります。

○北村 承知しました。昨日も地域の方でがんセンターで乳がんの手術をして、入院から回復され、復帰されたという方とお話ししましたし、がんが発見されて、治療中だったり、治った方もいろいろがんでのいろんな影響というのはあると思うし、それをフォローできるような、柏市もフォローアップできるようなことができれば、

すごく丁寧なのかなとは思いますが、そこが追えていない、どのの方ががんに罹患して、どういう生活をしていて、どういうことでお困りなのか、そこまでフォローできれば丁寧かなとは思いますが、そういうところもしできる可能性があるのであれば、また課題などもあればお示しいただきたいんですが、一言だけ、ここで全て答えというのは難しいかもしれませんが、お願いします。

○健康増進課長 今おっしゃってくださったことはとても大事だと思いますので、市のほうで広く健康相談という形で市民の方からの健康に関する御不安については相談事業として実施しておりますので、その中でもしっかりとそういった相談ができるということを市民の方にお知らせをしまして、相談があった際にはきちんと丁寧に相談に対応していきたいと思っております。以上になります。

○北村 いつも御丁寧にありがとうございます。

では、次に参りたいと思います。62ページのウォーキングですが、これは、ごめんなさい、ちょっと前年度がないというのは、最近始めたからということではないんですかね。違いましたっけ。ごめんなさい。

○健康増進課長 報告書の62ページの前年度がない理由なんですけれども、こちらの事業の予算の枠組みの健康増進課一般事務経費につきましては、ウォーキングの推進事業以外も含まれておりますので、記載をしていないということになります。以上になります。

○北村 1次予防、運動習慣の定着というのは、私は本当に今後効果が出てくるんだと思います。本会議でも取り上げようと思いますけど、例えば休職者とか不登校の方々にどれだけの運動習慣が定着しているのかというのは私は今後聞いていきたいと思えますし、運動が全てを救うとは言いませんけども、多くの部分で救えるものがあるということは科学的にも実証されている部分でございまして、このウォーキング推進事業というのは今フレイル予防のポイント、39ページにもフレイル予防のあれありましたけど、何かフレイル予防のポイント事業などとは関連はしているんでしょうか。そして、何かできる余地というのはないんでしょうか。

○健康増進課長 このウォーキング推進事業で活用しておりますウォーキングパスポート事業は今紙媒体で、小さな冊子でお渡しをして、歩くことを楽しみながら歩数を記録をして、世界旅行を体験するというような事業になっているんですけれども、今健康医療部のほうで健康アプリの構築をしておりますので、来年度から健康アプリが始まる時にはこのウォーキングパスポートも電子化のほうに、アプリの中に入れ込んでいきまして、たくさんの方にそのアプリを使って歩くことを楽しんでもらったり、フレイル予防ポイントとも連動していくという形で今整理をしているところになります。以上になります。

○北村 それはとてもいいことだと思いますし、基本的には紙の重要性とかもあるし、この分厚い決算書、やっぱり視認性でこの部分いきなり見るとかありますけども、今のこういうさっきも申し上げたDXとか自治体DXの流れの中で利便性とか、そういうのを考えたらやっぱり常にどの政策にもこういう行政DXだったり、

アプリとかいろんなものは出てくると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後のほうになりますけども、これちょっと御相談、次行きます。御相談というか、87ページはこれ部署がちょっと違ってくるのかなと思うんですが、健康遊具、20ページの、すみません、健康サポート、3のところでは公園への健康遊具の設置とありまして、ただ87を見ると部署が違うというのは理解しているんですが、委員長、これは質問してもよろしいものなのでしょうか。

○委員長　どんなことですか。

○北村　87の一番下でいうと、例えば委託料の遊具と健康遊具って何が違うんだらうという。健康福祉委員会ですから、健康遊具というのに何か私は引っかかったというか、私が住んでる地域の公園には何も遊具がない小さな公園があって、過去には何か遊具をとかいう話もあったりする中で、遊具というのはどういうふうに考えればいいのか。健康遊具って何かあるんでしょうか。

○委員長　じゃ、ちょっと特にどうぞ。

○健康医療部長　今庁内的にはやはり公園の中にも健康遊具なり設置をして、自然と健康になれるということで、高田の近隣センターのこの公園であつたりとか、そういうものも設置を、都市部になるんですけども、連携しながら健康施策については取り組みたいと思っております。以上です。

○委員長　そのぐらいにしておいてもらっていいですか。

○北村　私もちょっと後で健康遊具というのをググって。健康遊具って定義、何か特別な、例えば海外とか行ったりすると公園に何か筋トレをするような遊具があつたりとか、健康遊具って何か定義があるのかなというところ。

○健康医療部長　健康遊具、大体置いたのがやっぱりステップ踏みとかツイスト、回転とか、あとぶら下がって、健康器具じゃないですけど、あとは足上げとか、そういった類いのもので公園に設置して、誰でも、取説なり簡単に書いてあるんですけども、そういったものを総称しているのかなというふうに思います。以上です。

○委員長　すみません。これぐらいで。

○北村　承知しました。20ページの目次のところにあえて書いてあつたので、ちょっと気になってしまいました。いろんな遊具があると思うので、いろんなものを用意して、柏市に楽しんでもいただくというのはいいことかもしれません。

最後に、46ページの障害者等支援事業でございます。先ほども話ありまして、療育手帳とか精神障害者保健福祉手帳などは県が発行すると。それで、随分前に私は障害年金をどれぐらいこういう手帳を発行している方々が受給できているかどうか、そういう問題意識の下に質問したことあるんですけども、現在ここにたくさん1から2、3、4と載っている中で障害年金を受給できているか否かというのは各人把握できていますでしょうか。

○委員長　答弁できますか。大丈夫ですか。難しい。分かんない。

○障害福祉課長　実は年金と障害者手帳のほうが部署がばらばらということもある

んですけれども、特にどちらがどうというものの把握はちょっとしていませんで、申し訳ありません。以上です。

○北村 先ほど現在はそういう精神障害の方が年々増えていると。実は障害年金でも精神障害、鬱病の方とかが障害年金を受給するというようなことも多くなってきました。問題意識としては、本来障害年金をもらえる程度の方がしっかりもらう、受給すべきだろうと。ただ、制度を知らなかったりとかする中で、なかなか受給に至っていないという問題意識があります。その中で、こういう障害者支援事業、一番そういう障害者の方に近いのは行政でございまして、こういう障害者手帳の発行などを行っている。本当に七、八年前ですか、私本会議で聞いたんです、同じようなことを。そうしたら、手帳を発行してもその方が障害年金もらえるかどうかというのは分からないし、こちらから、行政からもらえますよとか、そういうことは言えないという話がありまして、私はもらえるというふうには言えない……言ったら裁判沙汰になったりとか、何かもらえるって言ったじゃないかとか、そういう話になるのかもしれませんが、しっかりそこはもらえる可能性があるからチャレンジしてみてはいかがですかとか、そういう丁寧な対応、配慮というのは私は思いやりを持ってすべきだなと思ったし、それが行政が、一自治体ができれば救われる人はさらに増えてくるんじゃないかと考えておりますので、そういう対応をお願いしたいんですけども、それに対するお答えというのは健康福祉委員会では難しいのでしょうか。

○委員長 現場対応をどんなふうに行っているのかということを中心に答弁をいただけるとありがたい。

○障害福祉課長 御意見ありがとうございます。まず、障害年金のことに関しても他部署のものに関しても、障害福祉のしおりというものを障害福祉課のほうで発行しております。例えば税金の障害者控除であるですとか、いろんな交通機関の割引率とか柏市役所というか、公的な部分にかかわらず、民間の部分も含めて一冊にまとめたものを配付しておりますので、そちらを配付して、ホームページでも公開はさせていただいておりますので、総合的に御案内はさせていただいております。以上です。

○北村 ありがとうございます。それは、ぜひ伝わるようにお願いしたいし、障害年金ということですので、やっぱり初診日、最初にかかった日というものがまず重要になってくる中で、市立柏病院さんもありますし、今電子カルテなどもあります。何かつまりもらえる可能性のある方々がもっと分かりやすく自分で選択して行動できるように、それが本当の私はウェルビーイングだと思いますので、ウェルビーイングというのはただ幸せとかいうんじゃないくて、ちゃんと自分で選択できて、そういうふうに行動できるものをウェルビーイングとも私は思いますので、ぜひそこを行政として、これは本会議等でもまた担当部署さんとお話ししたいと思いますが、ちゃんと障害年金を受給できる方ができるようにある意味いい意味のおせっかいというのをさせていただきたいと思います。以上です。

○渡邊 決算報告書の64ページ、がん検診無料クーポン事業についてお伺いいたします。こちら今回の請願でも出ているんですけど、子宮頸がん検診、二十歳の方、多分無料クーポンを配付されていると思うんですけど、配付方法からまず教えてください。

○健康増進課長 子宮頸がんの検診の無料クーポン事業は、二十歳の方を対象としておりまして、この方々に、こちらに書いてあります6月から開始の前に個別に対象者の方には御郵送をさせていただいて、受診を促しているところになります。以上になります。

○渡邊 ありがとうございます。この前ちょっとパーセンテージ見ると5.9%の方が受診されているということなんですけど、この数値に関して低いと感じているか、高いとか、高いとは思わないんですけど、この数値に関してちょっと見解を教えてください。

○健康増進課長 パーセンテージとしましては、もう少し上げていきたいというふうに考えております。ただ、二十歳の方につきましては、住民票を柏市に置いたまま進学などをされて、他市にお住まいの方もいるというふうにお聞きはしていますので、周知をしっかりとしまして、受診をしていただけるようにもっと頑張って努力をしなければいけないというふうに捉えております。以上になります。

○渡邊 ありがとうございます。これちょっと前遡って見ているんですけど、令和2年度で6.4%、令和3年度で8.2%、令和4年度で5.2%、やっぱり1割大分切っているんですよ。この時期ですと、就職されている方って少ないと思うので、先ほどやっぱりおっしゃっていたように、学生さん多いと思いますし、多分子宮頸がん検診というのは、男性の私が言うのもなんですけど、少し抵抗がある検診だったり、妻の話を聞くと急に男性の医師が来てびっくりしたみたいな、そういうのもあると思うので、子宮頸がん検診の大切さだったり、やっぱり初めて受ける方々が多いので、しかも最初にさらに無料でやっていただけるというスタートさえ最初に受けていただければ、随時続けていただけると思うので、ちょっとまた別な、はがきを多分御自宅に郵送だと思うんですけど、違うアプローチ方法とかは御検討とかは考えございますか。

○健康増進課長 貴重な御意見ありがとうございます。確かに検査方法がかなり女性にとっては年齢問わず少し抵抗のある検査方法になっているということも受診が伸び悩む一つの障壁になっているということは考えております。あと、個別通知はしているんですけども、なかなかお伝えし切れていないところについては、若い方についてはここ最近SNSを活用して、特に著名な方ががんを公表したときですとか、今若い方はユーチューバーの方をよく見ておられるということですので、そういった方が御自身のがんを公表したときなどに合わせてしっかりとツイッターで検診を受けましょうということを周知をしたりしていますので、若い方に届くような周知の仕方というのは引き続ききちんと検討して、効果のある方法を考えていきたいというふうに思います。以上になります。

○渡邊 ありがとうございます。今若い方は特に動画とかをよく見られているので、柏市も多分いろんな媒体で広告を今打っている状態だと思うんですけど、その中でやっぱり平成何年から何年生まれの方限定とか、そうやってやると結構びくってくる方多いと思うんですよ。そういうのを活用していて、せっかくすごくいい事業やっていると思うんですけど、数値的に今回も5.9%ということは94%の方は受けていないということになってしまっているので、私たち男性は、これからの少子高齢化の中、子供を産むことは私たちはできないので、やっぱり女性の子宮頸がん、本当大切になってくると思いますので、引き続き様々なアプローチ方法で少しでも多くの方に受けていただけるようにやっていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。私から以上です。

○後藤 お願いします、報告書の38ページ、地域包括支援センター運営事業についてお伺いします。相談内容幾つかありますね。合計として1万5,067件令和5年度においてありました。その半分以上が介護保険や高齢者福祉制度サービスに関するということなので8,909件ということです。その他書かれているとおりですが、耳の聞こえに関する請願がここ数年出ていたと思います。我々の会派のほうで私が言ったのかな、誰が言ったのかな、ちょっと記憶は定かではないんですけども、専門の相談窓口をつくってくれとかというような話の流れがあったかと思いますが、高齢者の方というのは当然皆さん御存じのとおりあちこちに相談する場所があると非常に混乱すると思うんですよ。だから、我々としては地域包括支援センターでそういうものをきちっとよろず相談所として受けるのはどうでしょうかというようなお話をしたと思います。令和5年度中に耳に関する、聞こえに関する御相談というものは、どのぐらいあったんでしょうか。

○地域包括支援課長 大変申し訳ありませんが、具体的な件数については耳の聞こえに関する特化したものについては、申し訳ありませんけれども、数値としては持ち合わせておりません。ただ、先ほど来お話しいただいているように、地域包括支援センター、高齢者に関する部分ではありますが、地域のいわゆるランドマーク、ただそこは包括支援センターがあるところに御相談に来ていただくだけではなく、アウトリーチとして地域とのネットワークの中でしっかりその人のお宅、もしくは連絡が取れる体制を構築するのも包括支援センターの一つ役目であると認識しております。もって、もちろん相談場所というか、施設そのものを知っていただくことも重要なんですが、包括支援センターの存在を知っていただきながら広く相談を受けた中で、自分たちの専科でない部分については関係機関に円滑に伝えられるようにその部分については努めていきたいと考えております。以上です。

○後藤 分かったような分かんないようなんですけど、ぜひ、請願が繰り返し上がってきていると思います。その政策の実効性について我々はどうなのかなというところで、まずは地域包括支援センターにという流れをつくったというか、御提案したと記憶していますね。やっぱり繰り返しの請願をいただいて、我々なりにそういった知恵というか、提言をさせていただいたんで、何となく相談内容のどこかに

埋もれちゃうんじゃないなくて、度重なる請願が上がってきて、必要性というものはこれからきちっと評価していかなきゃいけない中で、聞こえに関する問題というのはほかの相談内容に比べると少し細くなっちゃうかもしれないけど、ちょっと入れておいていただけるといいかななんて思ったんですけど、いかがでしょう。検討していただけますか。

○地域包括支援課長 先ほど件数について高齢者支援課のほうでお調べいただいた数字ですと、おおむね全体で40件ほどということで確認をしております。先ほど来、それぞれの御質問についてはしっかり受け止められるよう担当課と共に協議をしながら検討していきたいと考えております。以上です。

○後藤 分かったような分かんないようなですけど、分かりました。御検討ください。

続いて、報告書の40ページ、どうかな。福祉人材確保対策事業、これも複数の委員さんから質問があった事項ですが、令和5年度は採用者が13人ということですが、すみません、ここ5年程度でいいです。採用者数の推移は、令和5年度から振り返ってどうでしょう。増えているんでしょうか、減っているんでしょうか。

○高齢者支援課長 過去5年で申し上げますと、令和元年度が採用決定が6人、令和2年度につきましては、コロナの一番はやった時期がありましたので、ここについてはちょっと実際には開催をしなかったということがございます。令和3年度が12人、令和4年度が9人最初イベントのときにはあったんですけど、その後お二人さらに採用につながったので、それも入れますと11人、令和5年度が令和5年度末の時点で13人という数字でございます。以上でございます。

○後藤 先ほど島澤課長がおっしゃったのは、そのとおりなんですね。何をおっしゃったかという、施設の配置基準というのはこの施設も満たしているという話ですよね。これって厚生労働省が示すのは3対1ですよね。3対1というのは、だから100人の入居者の方がいたら、33人程度いればよし。だけど、今ほとんどが個室ユニット型の施設になっている中で、3対1じゃとても回らないんです、これ。実際2対1、もしくは2を上回る数字でないといけないし、さらに言うと研修中のOJTというか、している職員さんというのは自立勤務しないでダブルで勤務しているケースもあるわけですね。そういうものを全部平たくして2対1という配置なんで、うんと足りないんです、介護施設って、人が。だから、配置基準でなく、実態の運用というところもきちっと照らし合わせながら人材確保事業というものは進めていただかなきゃいけないと思いますが、これは部長に伺っていいですかね。その辺りちょっと強化するべき必要性があると思いますが、どうでしょう。いかがでしょう。

○健康医療部長 後藤委員のほうから以前そういった話があって、私は健康福祉部長のときも実態調査ということで事業所に調査なり、実数換算だとどうなんだろうかということで、やはりどこの事業者さんも同じようなことを言っておられます。ただ、実際問題介護報酬に限って言えば、決められた制度の中でやっていくという

のはまた障害にはなっているんですけども、まずは引き続きちょっと実態調査なりをきっちりやって、状況なり確認をしていく必要があるのかなと思っています。以上です。

○後藤 分かりました。何となくかわされちゃったような感じですけど、私の皮膚感覚で、肌感覚か。それと、すみません、同じ項目に介護支援専門員に対し給与上乗せ額を助成、これは要は直接処遇の職員に対する給与の増額というのは国がやっています。しかしながら、同じ屋根の下で働く介護支援専門員は直接処遇じゃないということで、特別にこれは市独自で給与を上乗せしたということは、これは大変評価すべきことだと思います。私は月8,000円だと思っていたんですけど、9,000円でしたね。これをして、令和5年度で2年目でしたっけ。初年度でしたっけ、今回は。初年度でしたね。介護支援専門員の確保も非常に難しいんですね。なかなか資格を取っても就労しないという方がいるんです。多いんですね。この柏市独自の事業というのは、先ほどの繰り返しになりますが、大変評価するところですが、これによって柏市にケアマネジャーが少しでも入ってきたとか入ってこないとかというこの事業の実績というか、成果というか、その辺ははかっておりますか。調査していますか。

○高齢者支援課長 今委員おっしゃっていただいたとおり、この事業に関してこの事業をやったことによって柏市で勤めたいというふうに関係に入られた、入職されたケアマネさんというのをちょっと把握しておりませんで、御指摘のとおり令和5年度からの開始の事業ということもございまして、また成果の指標自体が難しいところかとは思っております。今の段階では、利用の人数が令和5年度の決算を出したところで実際に利用された方が7割程度ということ、400人超ということでございますが、この事業が実際に、これがあつたから柏の事業所に勤めたいと思われたとか、そういったアンケート等も取りながら事業評価のほうに進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○後藤 ぜひ効果をこれから検証していただきたいと思います。

続きまして、41ページ、これ最後にしますね。老人福祉施設等の基盤整備事業のところ補助単価の増額がありました。これによって事業者の応募等に変化はありましたでしょうか。

○高齢者支援課長 こちら補助単価の見直しといいますか、増額があつたことがございましたので、確かにその部分が影響したところはあるかと思います。こちらのほう今現在で第9期の介護保険事業計画としまして、この3年間の中で1施設特養を造っていただくとこの事業所を募集しているところでございますけれども、こちらにつきましてはある程度の事業者様から今手を挙げたい、考えているというような御相談をいただいているところがございますので、やはりもともとの物価高騰に追いつかせるためにこの単価の設定の見直しがあつたというふうに認識してございますので、これだけの単価がないと少なくとも手が挙げにくかったのかなというような認識がございます。その意味では、この単価の引上げというのは一定の効果が

あるのかなという感じを受けております。以上でございます。

○後藤 柏市は中核市なので、千葉県の補助率とはまた別に独自で補助率を定めており、多分十数年かな、中核市になってから。千葉県とは大きく補助の差があり、なかなか整備が進まなかった印象があります。

それに関しては以上なんですけど、ほかに、すみません、介護施設等整備等補助金の中に介護ロボット I C T 導入に関わる経費 2 件、6,209万7,000円というものがあります。この内容、どのようなものを助成、補助したんでしょうか。

○高齢者支援課長 一つは介護ベッドから転落してしまうとか、そういったときにすぐに助けがないと大きなことになってしまったりするようなことがあったので、そちらのほうの離床、ベッドから離れてしまうもののセンサーの導入ですとか、あるいはバイタル、脈拍であるとか呼吸であるとか、そういったものがちゃんと管理されているかどうかというもののチェックするような機能のある機材、そういったものの導入に使用してございます。以上でございます。

○後藤 そうですね。大体離床センサーか、お休み中の入居者の方のバイタルがどういう状況であって、呼吸があるとかないとかという安否確認というか、そういうことでしかまだ、大きなロボットだとか I C T の導入というのはまだまだ進んでいませんね。分かりました。

それから最後、みとり環境の整備に関わる経費 2 件、1,507万5,000円、これの内容を教えてください。

○高齢者支援課長 みとり環境の整備でございますが、実際に施設に入られた方がそこで最後お亡くなりになるところまでを、いきなり病院に呼ばれてしまうとか、そういったことではないような形を確保するために内装の改修ですとか、車椅子トイレの設置、あるいは御家族の方、最後危篤状態になったとかって呼び出された方が一時的に宿泊ができるようなベッドですとか、洗面台の整備、そういったものに対して補助をしてございます。以上でございます。

○後藤 分かりました。以上とします。ありがとうございました。

○委員長 特養整備は県と中核市で違うという話があって、どんな感じなのかというところちょっと簡単に話してもらっていいですか。

○高齢者支援課長 後藤委員の御指摘のとおり、単価の改定前につきましては 1 床当たり 253万6,000円という金額だったんですけど、今回単価見直しに当たりまして一応県と合わせまして、1 床当たり 450万という形で金額も、中核市であったんですが、中核市の金額を定めて、改めて変えたということで、実際には県に並んだというところでございます。以上です。

○林 エイズ対策予防事業、決算書でいうと 342 ページを伺います。コロナでストップされていた H I V 等検査が令和 4 年度の途中から再開して、昨年度はようやく年度を通して実施したはずの年なんですけれど、コロナの影響が全くなかった平成 30 年度の水準までは検査数が戻っていないなと感じています。一方で、事業費は検査数が一番多かった 10 年前と同水準になっています。平成 27 年度からずっと 100 万円

弱で推移していたんですけれど、令和５年度は265万円になっています。これは、なぜなのでしょう。

○保健予防課長 事業費につきましては、検査の制度が変わりまして、クラミジアの検査のほうは尿検査のほうになりまして、そちらのほうは今まで衛生検査課のほうで実施していたものが民間検査機関への委託になっていて、委託料の増加に伴うものと、あと検査実施に当たって相談医師を雇用したものによる増加になります。

○林 ありがとうございます。分かりました。令和５年度、私ノベルティグッズの支出実績の資料をもらったんですけれど、これによると保健予防課がストップエイズキャンペーンの啓発と再開したH I V等検査の周知のために柏レイソルコラボのボールペン3,000個を発注していて、支出額が48万円になっています。私は、ノベルティグッズの配付というのは必ずしも事業の周知には結びつかないんじゃないかなと考えているんですけれど、どこでどのように誰に配付しているのかということに多少左右されると思いますので、ここについて伺ってもいいですか。

○保健予防課長 そちらにつきましては、レイソルのホームゲーム、最終ゲームのときが11月末にございますので、そちらの来場者に対してノベルティグッズのほうを配付しているものになります。あわせまして、来場者に対してレイソルの大型ビジョンのほうでストップエイズのキャンペーンについての啓発のアナウンスを実施していただいているところになります。以上です。

○林 ちょっとどういうものか私は見ていないんですけど、事業名とか担当課の連絡先が書いてあるボールペンなんかもらっても、気に入って買った筆記用具ではないので、あまり使わないままインクが固まって捨てるとか、こういう経験はいろんな人にあるんじゃないかなと思うんです。ちょっと環境負荷の高い不燃ごみを生み出してしまうという意味でも、ノベルティグッズの配付という啓発方法というのが本当に啓発につながるのかという部分についてちょっと見直していただけないでしょうか。

○保健予防課長 令和４年、令和５年度につきましては、レイソルのほうとコラボをしまして、実施したということで、レイソルのほうのチームのマークですとかを使うためにはそちらの事業所しか利用できないということがございましたので、コロナ禍ということと人が集まるというところでの駅前の街頭キャンペーンですとかというところがなかなか難しいというところもありましたし、文化祭等での啓発というのもなかなか難しかったところもございまして、当初予算のほうを令和５年度のほうも当初予算に基づいて執行したのになります。ただ、令和５年になりまして、令和５年の５月８日以降５類に移行になりまして、大学の文化祭等でも実施することになりましたので、そちらのほうに赴きまして、開智国際大学と麗澤大学のほうに協力を得まして、そちらのほうでも学園祭等で来場者に対して啓発を実施しております。今年度につきましては、こちらのコラボのキャンペーンのほうは終了しまして、大学等での学園祭等で引き続き啓発をしていく予定になっております。以上です。

○林 いろんな場所で啓発するというのはいいんです。ただ、内容が物を配るところじゃなくても啓発にはなるんじゃないかというところなので、よろしくお願いします。令和4年度から急激に梅毒が増えています。昨年度95件が報告されています。今回保健事業年報の中で数字が見つけれなかったんですけど、ほかの性感染症はいかがでしょうか。

○保健予防課長 梅毒につきましては、全数報告ということになりますので、医療機関で診断した場合に届けがあるものになりますので、数が把握できるものとなっております。クラミジアにつきましては、定点医療機関での把握ということになりますので、定点からの報告数が、定点医療機関、市内で2か所しかございませんので、そちらの医療機関からの報告が少ない状況ということになっていきますので、実態のほうはつかめていないというのが実情になっております。以上です。

○林 分かりました。今年度のH I V等検査なんですけれども、検査キットの不足により定員を縮小したため10月6日分の新規受付を終了しましたと今ホームページに書いてあるんですけど、この状況についてお示しいただけますか。

○衛生検査課長 H I V検査に使用しております試薬なんですけれども、メーカーのほうで受注が中止ということになりまして、それで急遽対応した結果になります。以上です。

○林 いつ再開するんでしょうか。

○保健予防課長 国のほうからそちらについては事業者のほうから再開についてはまだ連絡がないということで伺っておりまして、国のほうでもそれ以上の情報がないということで伺っております。以上です。

○林 無料、匿名で受けられる性感染症検査って市民の健康に寄与する重要な事業と私は考えています。国からも情報がないということなので、引き続き情報が入り次第動けるように準備を進めていただければと思います。

次に、今ノベルティグッズについて触れたので、ほかのところでもちょっと触れたいと思うんですけど、令和5年度は健康福祉委員会の所管部署のノベルティグッズの支出が目立ちます。障害福祉課は、障害者差別解消法の普及啓発のため3色ボールペン、福祉政策課はゲートキーパー普及啓発のためオリジナル缶バッジ、ポケットティッシュ、健康増進課は予防接種の啓発でトイレットペーパーとかスポンジとか今治のタオルとか、あとは栄養指導に関する啓発で野菜消しゴム、金額が多いのはがん検診の啓発、ピンクリボン、カシワニクリアファイルとボールペンで27万600円、地域包括支援課が認知症関連の広報、啓発でオレンジリング、カシワニウエットティッシュ、ボールペン、認知症カシワニバッジ、合計で60万円、健康政策課がフレイル予防啓発エコバッグ2,000個で45万9,800円、1個ずつ聞くつもりはないんですけど、ちょっとこれ副市長に伺いたいと思います。私は、ノベルティグッズの配付が必ずしも周知啓発に寄与していない可能性があると思っています。あと、費用対効果の薄さというのも気になります。不特定多数の人に無料でグッズを配付するという行為そのものが廃棄物を増やす可能性、またそれがプラスチ

ック製品だった場合、環境負荷の高い不燃ごみの増加につながる可能性なんかも気になります。このような理由からノベルティーグッズそのものを見直してほしいと以前もお願いしました。効果の高い周知啓発方法が本当にノベルティーグッズの配付というものなのかどうかというのを全課で見直していただけないでしょうか。

○副市長 今御意見がございましたように、健康医療部だけではなく、全庁的にノベルティーグッズを作って配付しているというのはあると思いますので、まずはグッズを配るということで市民の方に来ていただいてという効果があるということが多分始めたんだとは思いますが、実際どういう形で実際にお伝えしたい内容をお伝えできるかというところが一番ポイントになってくるとは思いますので、ノベルティーグッズというところもありますけども、どういう形でそれとセットで情報発信しているのかも含めてきちんと検証したいというふうに思います。以上です。

○林 よろしく願いいたします。

それでは、新型コロナ以外の部分の予防接種事業、決算書でいうと338ページ、決算報告書だと58ページになります。令和5年度の定期接種の実施件数15万1,554件、任意接種の実施件数が3万7,748件、これは令和4年度よりも少ないんですけど、事業費に関しては12億4,414万円と令和4年度より大きな額になっています。これについて理由をお示しいただけますか。

○健康増進課長 決算額が前年度よりも増えた理由は、増加理由として3つあります。一つは、子宮頸がんの予防のHPVワクチンが令和5年度から9価のワクチンが導入されまして、令和5年度は9価ワクチンが主流となりました。この9価ワクチンにつきましては、委託料が今まで従来のものよりも高い状況がありますので、そこが金額として反映されているということと併せて、HPVワクチンの件数が令和4年度に比べますと775件プラスとなっております。なので、HPVワクチンだけで約7,000万円のアップということになりました。2つ目は、ヒブワクチンといって、インフルエンザ菌B型を予防するワクチンなんですけれども、こちらが年度途中で国がワクチンの単価につきまして薬価収載ということで国としての基準額を決めたということがあります。そのため、年度途中、9月からワクチン単価が変更しまして、4月から8月までのワクチン単価よりも881円増額したということになります。このヒブワクチンの接種に係る費用が約1,000万円アップしたということになります。3番目の、3つ目は4種混合ワクチンが令和5年度は生後3か月から開始するワクチンだったんですけども、令和5年度からそれが1か月引き下げられまして、生後2か月からワクチンが接種できるようになりました。そのため、対象者数が増えまして、678件増加をしまして、約783万円アップしたということで、この3つの要因で約9,000万円増額となっています。一方で、減少したものもあります。それは、一つは日本脳炎のワクチンです。日本脳炎のワクチンは、令和3年度にワクチンの供給が一時停止しました。そのため、接種できなかった方が令和4年度接種をしたということで、接種件数が伸びました。それに基づいて令和5年度予算を組みましたけれども、令和5年度はワクチンも通常の供給状況になりましたので、接種件数

も通常に戻って、マイナスとなっております。もう一つは、インフルエンザです。インフルエンザは10月から開始する予防接種ですがけれども、昨年度令和5年度は10月開始前に流行期に入りまして、既に9月の中旬にインフルエンザ注意報が出て、12月上旬にはインフルエンザ警報が出るということで、早くに流行した関係で接種件数が少なくなったものと考えております。以上になります。

○林 ありがとうございます。増額理由、よく分かりました。今もお話にありました、令和4年度から小児インフルエンザワクチンの接種費用の助成が始まっています。令和4年度も令和5年度も3万件以上接種されています。高齢者のインフルエンザワクチンの接種件数も上昇傾向になっています。一方で、学校などのインフルエンザ様疾患届出患者数は6,335人って書いてあって、この10年で一番大きな数字になっているんです。定点把握の数というのがまた保健事業年報から見つけられなかったんですけれど、インフルエンザの定点把握というのはどういう状況になりますか、令和5年度は。

○保健予防課長 後ほど数を確認して答えます。

○委員長 それでいいですか。

○林 数は結構です。増えているのか、減っているのか、横ばいなのかというところが知りたいんですけど、いかがですか。

○保健予防課長 令和5年につきましては、増加しています。

○林 ありがとうございます。高齢者接種というのは、重症化予防や施設での集団感染予防という側面で定期接種化されました。小児のインフルエンザワクチンについては、流行を阻止したり、重症化予防につながるという明確な研究データが薄くて、それで1994年に定期接種から除外された経緯があるんですね。それを押して本市では助成を始めたのですから、インフルエンザの流行状況とワクチンの接種効果について今後もしっかり研究していただきたいと思っています。これは要望です。今年度からコロナワクチンが高齢者の定期接種になるんですけれど、予算書では事業費を分けたままになっていたんですけれど、これからもほかの予防接種事業費に含めず計上していくんでしょうか。

○健康増進課長 コロナワクチンにつきましては、令和6年度から定期接種になりましたので、ほかの定期接種と同様にまとめていく予定になっております。以上になります。

○委員長 暫時休憩をいたします。

午後 2時 2分休憩

○

午後 2時10分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 冒頭にちょっと執行部のほうから答弁の訂正というか、それを求められておりますので、これを許します。

○健康増進課長 お時間ありがとうございます。先ほど林副委員長のほうから予防接種事業について定期接種とコロナワクチンをまとめるのか分けるのかという御質問いただきまして、まとめますということをお答えさせていただきました。今確認いたしまして、訂正させていただきたいと思います。令和6年度につきましては、定期接種になったばかりだということもありまして、財政課のほうからコロナワクチンの事業費についてしっかり確認をしたいということで、令和6年度につきましてはコロナワクチンとほかの定期予防接種については分けて計上することとなっております。以上になります。

○委員長 よろしいですか。それでは、質疑どうぞ。

○林 それでは次、新型コロナウイルス感染症のほうの予防接種事業について伺いたと思います。決算書でいうと339ページになります。新型コロナウイルス感染症予防接種事業ですが、令和3年度の事業費が約40億円、令和4年度は約33億円、令和5年度の事業費は19億4,100万円で、大きく減っています。これに対して新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などがあって、令和3年度、令和4年度は十分に国から充当されているのかなというふうに思ったんですけど、令和5年度は両方足しても12億円くらいなので、市の持ち出しが多いんじゃないかと思いました。この辺りについて御説明いただけますか。

○健康増進課長 令和3年、令和4年とコロナワクチン接種にかかった費用は全て国のほうに請求ができるものでしたが、令和5年度につきましては補助対象経費に上限が設けられるということが国から示されまして、そのため状況も接種件数が少なくなってきたということもありますし、今までと同じような体制ではなく、かなり事業を縮小して実施をするということになりまして、かかる費用が減少しているものとなります。以上になります。

○林 ありがとうございます。やっぱり柏市の持ち出しが結局増えてしまっているような状況が気になりますけれど、国の制度ということなので、どうしようもないですね。ありがとうございます。

○委員長 ちょっといい。

○健康増進課長 すみません。令和5年度までは、全ての経費は国の上限の中で実施をしましたので、市の持ち出しはない状況で、全て上限の範囲内で事業を組み立て直しまして、国から補助をいただくという形で整理をしております。以上になります。

○林 そうすると、19億4,100万円のうち国から充当されている部分が私は全部は見つけられなかったんですけど、何かあるんですかね。何が国から充当されているのか、教えていただけますか。

○健康増進課統括リーダー 令和5年度の補助金につきましては、これから入ってくるものになりますので、今令和5年度につきましては令和3年度、4年度の補助金になりまして、事業費の補助金の余った分に関しましては国費の返還金として返

還している形となります。以上です。

○林 分かりました。じゃ、令和6年度の決算のときに確認できるという数字ですかね。ありがとうございます。

それでは、一般被保険者高額療養費について伺いたいと思います。決算書の575ページになります。決算額が32億1,128万円なんですけれど、このうちで流用が1億9,135万円となっています。同じ月内に支払った医療費が高額になったときに自己負担額を超えた医療費を支給するものということで、令和5年度は令和4年度より多分見込みよりも増えてしまったのかなと思うんですけれど、この状況についてお示しいただけますか。

○保険年金課長 委員の御指摘のとおりでして、見込みを上回ったというところではございます。ただ、高額療養費につきましては、限度額を超えた部分について基本的に上限を設けないで、幾らでもというんですか、そういった形で支給されるものですから、見込みそのものが非常に難しい性質のものでございます。我々の見込み方としましては、通常の療養給付に対して大体高額療養費というのはこのぐらいの割合で発生するよねといった実績に基づいて、掛ける何%というような形で予算化をしております。今回は、それについて少々不足してしまったということでございます。以上です。

○林 ありがとうございます。かなり見込みが難しいということで、これって個別案件というか、1つ、2つ物すごく高額のがつが重なったら一気に変わってしまう数字なんですか。

○保険年金課長 その可能性は十分でございます。以上です。

○林 見込みが難しいということですが、積算はしっかりされているということなので、これについては結構です。

がん検診事業について伺います。決算書の380ページ、決算報告書だと63ページになります。これについては皆さん質疑されていたので、1点だけ。38億円、事業費と検診の受診者数の推移を10年以上私見ているんですけれど、ここ5年くらいは受診者数が落ち込んだまま低く推移しているにもかかわらず、事業費のほうは令和元年度からずっと上がり続けています。もちろん人件費とか上がっている部分があるんじゃないかと思いますが、ほかに何か理由ってありますか。

○健康増進課長 10年間で上がってきているものというものは、委託料が診療報酬の改定に伴って少しずつ上がっていることと、集団健診の実施費用につきましても昨年度から検診バスに係る費用が新たにかかるようになったりということで、事業費としては増えている状況になります。令和4年度、令和5年度と比べまして増加要因の大きなものは、がん検診、5つの種類をやっているんですけれども、中に2年に1回受診の頻度があるものがありますが、令和5年度で金額が大きくなったのは子宮頸がんの検診になります。2年に1回ですと、受診者が多い年と少ない年がありまして、子宮頸がんの検診は令和5年度は受診者が多い年になっていまして、令和4年に比べますと3,063名増加していまして、委託料としましても2,038万円増

加ということになっているような状況になります。以上になります。

○林 分かりました。がん検診事業について伺ったついでにちょっとお聞きするんですけれど、受診率を増やすという取組の中で他市より相対的に高い子宮頸がん検診費用を下げるということを以前からお願いしているんですけれど、これについて検討いただけていますでしょうか。

○健康増進課長 以前から御意見をいただいて、ありがとうございます。がん検診の受診率を向上していくために課題の整理と対応策について具体的に今かなり検討を詰めているところになります。今御指摘いただきました自己負担額についても受診率が伸び悩んでいる一つの要因であることには間違いのないと思いますので、来年度の当初予算に向けて検討した結果を予算化していきたいというふうに思っているところです。以上になります。

○林 よろしく願いいたします。

それでは、生活困窮者自立支援事業と自立相談支援事業ってあるんですけれど、決算書でいうと243ページと247ページ、決算報告書だと36ページと38ページなんですね。この2つの相談事業のすみ分けというのはどういうふうになっているのか、教えていただけますか。

○次長兼生活支援課長 自立支援相談事業に関しましては、総合相談と似てしまうんですけれども、相談全般を指しております。居住の相談だったり、お金の相談だったり、健康相談だったり、全て含めて相談の件数になっています。生活困窮者のほうの自立相談支援事業については、生活困窮事業の就労支援、就労準備支援、家計相談などのプランニングをさせていただいて、実際に支援をする相談、具体化された困窮者の相談という形ですみ分けしております。以上です。

○林 分かりました。生活困窮者自立支援事業のほうだと思うんですけど、一時生活支援というのがあります。これは、住居が安定しない方に対して緊急的、一定期間宿泊場所や衣食を提供する事業というふうに私は理解しています。ここでちょっと気になったのが令和2年度にコロナ禍で住宅確保給付費の利用が400人で7,000万円まで増額したんですけれど、令和3年度、令和4年度と落ち着いてきて、令和5年度には通常離職とコロナと合わせても43人、655万まで減額しています。住宅確保給付費の件数が落ち着いてきているのに、一時生活支援事業は逆に金額、件数が大きく増えているので、困窮者の住居という部分がどういう状況なのか、ちょっと教えていただきたいなと思いました。

○次長兼生活支援課長 委員おっしゃるとおり、住居確保給付金は家賃の給付という形になっているので、アパートと借家の方に対して支払いがされるものとなっております。一時生活支援事業に関しましては、ホームレスさんや家賃滞納とかで家を出されてしまって、居所を失った方に対して一時的に無料低額宿泊所などを活用させていただいて、そこに住みながら働いてお金をためて、そこから自立するという制度になっておりますので、コロナ禍ですとやはり収入が少ないということで家賃補助、家賃の給付というところで住居確保給付金が多かったんですけれども、現在

は個々の状況によって失業や離職などでおうちに住めなくなる方やホームレスさんということで、一時生活のほうが伸びている状況です。以上です。

○林 ありがとうございます。よく分かりました。

それでは、健康増進費の中の子育て支援事業について伺います。決算書でいうと375ページ、決算報告書でいうと63ページになります。令和3年度に産後ケア事業が始まって、令和4年度に出産応援給付金と子育て応援給付金が始まったことで、大きく事業費がこれによって増加しているんだろうなと思っています。産後ケアは利用できる病院とか助産院も増えてきていますし、今後も利用しやすくなるのだろうと思うんですけれど、令和5年度は特に千葉県助産師会が実施する訪問型の産後ケア事業の利用が大きく増えています。一方で、以前から産前産後サポート事業の中で訪問での相談体制がしかれていたと思うんですけれど、こちらとはどのようにすみ分けているのか、教えていただけますか。

○地域保健課長 今御質問いただいた産後ケア事業と産前産後サポート事業の訪問型の違いについてですけれども、産前産後サポート事業につきましては、育児に相談があるという軽いものも含めまして、助産師、保健師が、市の職員が訪問をして、育児指導、相談に家庭のほうで応じるというものになります。産後ケア事業につきましては、その中でも条件が生後4か月未満の子供を持っていて、支援がない、あと育児の負担が高いというような方を条件にしまして、委託をして相談支援、もしくはあとはお母さんの体を休めたり、育児の指導を行うというような形になっておりますので、行うものというのが市の職員と委託をしているところと違うということと少し相談の重さが違うというような形ですすみ分けをさせていただいております。また、産後ケア事業につきましては、一応申込制という形で申請を取っておりますので、申請が受理された、決定された方については自己負担というのを支払っていただいて、利用していただくという形になっています。以上です。

○林 そうなりますと、訪問型の産後ケア事業の中でお母さんの体を休めるって今おっしゃった部分があると思うんですけれど、相談だけじゃなくて、例えば赤ちゃんの世話だとか家事支援だとか、そこまで含まれるんでしょうか。

○地域保健課長 産後ケア事業の訪問型につきましては、主に育児の指導というところが、あとお母さんの相談というところが中心になりまして、家事支援というものはこの産後ケア事業の中には該当はしておりません。以上です。

○林 分かりました。産前産後サポート事業なんですけれど、令和2年度と3年度の利用が特に電話相談の利用が多かったんですけれど、これはコロナに関係するものなんでしょうか、それとも産後ケア事業が始まったことで令和4年度、5年度はニーズが分散されたというような感じなんでしょうか。

○地域保健課長 産前産後サポート事業につきましては、やはりおっしゃるとおり、コロナというところではまず電話相談でということで希望される方が多い状況でしたので、訪問よりも電話相談という対応が多かったような状況です。以上です。

○林 分かりました。ありがとうございます。それでは、障害者医療事業、決算報

告書で46ページになります。障害福祉分野の事業費も基本的には増額傾向だろうなと思っていたんですけど、障害者医療事業費の推移を見たら、精神障害者の医療費助成については支給件数も支給額も減少傾向だったんですね。さっきもちょっと話題に上がったんですけど、精神障害者が減っているわけではなくて、精神障害者の保健福祉手帳の所持者の推移を見てみると、重度の1級は横ばいなんですけれど、中度の2級と軽度の3級の人数は増えています。ちょっと不思議に思いましたので、精神障害の方は増えているのに精神障害者医療費助成が減っているという状況について何か分かりましたら、お願いします。

○障害福祉課長 まず、精神障害者の医療費の助成に関しては、こちらは入院費のほうに出しているものでして、精神障害者でありますと、重度心身障害者、その下にある医療費助成というのが通院でも使えるものになっておりますので、こちらの分析としては総体的に入院をしている方が少なくなって、通院している方が増えているんだろうというふうに考えております。以上です。

○林 分かりました。ありがとうございます。

それでは、議案22号の国民健康保険事業の特別会計の歳入歳出決算の認定についてなんですけれど、ちょっと大きなところで確認したいと思っています。国保財調の令和4年度末残高が18億9,098万円でした。この全額を国保会計に繰り入れて、令和5年度は保険料の据置きができたというふうな理解なんですけれど、それでよいでしょうか。

○保険年金課長 そのとおりです。

○林 一般会計には、国からの国民健康保険基盤安定負担金が3億1,800万円で、県からは9億2,700万円が歳入に計上されています。これを含めて44億5,500万円を一般会計から国保会計に繰り入れていきます。さらに、国保会計から国保財調に20億円繰り入れて、令和5年度末の国保財調の基金残高が20億6,827万円になっています。令和6年度は料金を改定しましたが、激増緩和のためにも一定の繰入額が必要というふうにお聞きしていますので、今基金残高、今というか、令和5年度末残高20億あるのがこの基金で足りない分はこれからも一般会計から繰り入れていくという方向性で理解しているんですけど、ちょっと思い違いとか何か状況が変わったりとかありましたら、お示しいただけますか。

○保険年金課長 今林委員がおっしゃられた御認識でおおむね間違っておりません。あえて仕分というか、それをしますと20億という部分、これにつきましてはいわゆる令和6年度以降保険料率を段階的に見直していくに当たりまして必要と見込まれる、長期的には50億ぐらい必要になってしまうんじゃないかというような見立てになっておるんですが、そういったものを自転車操業的に足りない分だけ入れるというやり方ではなくて、計画的に一般財源のほうからお金を頂戴して、翌年度に備えるという部分でございます。ですので、その部分だけは5年度の決算のためというよりは6年度以降のために繰入れなりをしているという、そういう状況です。以上です。

○林 分かりました。この繰入れは大変評価しています。6年度料金の価格を改定してしまったのは非常に残念なんですけれど、国がこうやって繰入れを行ってきたという部分も多少なりとも反映されていると思いますし、令和5年度の決算については私は賛成しようと思っております。以上です。

○委員長 ほかにございませんね。——なければ、質疑を終結いたします。
これより採決をいたします。

○委員長 まず、議案第21号、当委員会所管分について採決いたします。
本案を原案のとおり認定するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。
よって、議案第21号、当委員会所管分は原案どおり認定すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第22号について採決いたします。
本案を原案のとおり認定するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。
よって、議案第22号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第24号について採決いたします。
本案を原案のとおり認定するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第24号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第25号について採決いたします。
本案を原案のとおり認定するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。
よって、議案第25号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第29号について採決いたします。
本案を原案のとおり認定するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。
よって、議案第29号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第30号について採決いたします。
本案を原案のとおり認定するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第30号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の皆様は退席されて結構でございます。お疲れさまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 議案第2区分、議案第33号、令和6年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第34号、令和6年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第35号、令和6年度柏市介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、議案第36号、令和6年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について、議案第37号、令和6年度柏市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、議案第38号、令和6年度柏市病院事業会計補正予算についての6議案を一括して議題といたします。

本6議案について質疑があれば、これを許します。

○北村 1点だけ、議案第33号、補正予算のがん患者アピアランスケア支援事業助成金、今回不足分を増額ということでございますが、これはかねてより私もずっと訴えてきた中で、柏市としては県の状況見ながら踏み出したという形なんですけども、これが今回不足分増額ということが示しているようにやはり需要はあるわけですね。この事業の令和5年4月1日以降にレンタルした方などが対象になっていますが、私はそれ以前にレンタルだったり、購入した方から対象とならないのかという相談を何件も受けて、つまり何が言いたいかというと、いつかやるんだったら私は早くやったほうがいいという、つまりもちろん予算がある中で皆様検討してくださっているのは分かるんですけども、いろんな事業の中でやはりいつかやる事業であれば早くやるというのが私の一つちょっと信念でもありまして、ここでお伺いしたいのは今回のこの不足分、今までどういう状況だったかというのと、この不足分をどういう根拠でどういう方々を対象にどれぐらいの規模感で想定しているのか、お示してください。

○健康政策課長 こちらのがん患者アピアランスケア支援事業の補正予算の件なんですけれども、こちら御承知のとおり昨年の10月から開始をした事業でありまして、当初予算編成時点では事業実施中の県内の他自治体の実績等を参考にいたしまして、ウィッグと胸部補整具込みで令和6年度約160件程度の申請を想定しておったということです。こちらの、我々のほうでも比較的広報、デジタルサイネージであったりとか、医療機関、薬局等々、広報かしわ等々いろいろ行ったことも功を奏してちょっと分からないんですけれども、いずれにせよ想定以上のペースで申請のほうが行われておりまして、今のところ申請済みの件数から算出しました申請の想定件数が約260件というふうになっておりまして、不足する想定の件数が合計で102件不足するということになっておりまして、こちらにウィッグ、胸部補整具それぞれの助成上限額のほうを掛け合わせまして、380万円ということでは算出しているところでございます。今後ともこちら周知のほうに努めていって、必要とする方に支援が行き届くように努めてまいりたいと思っております。以上です。

○北村 これ全体で380万円なんでしたっけ。今回380ということですよ。すみません。失礼しました。ごめんなさい。今まで対象補整具のウィッグや胸部補整具、エビテーゼ、上限もそれぞれ2万円、4万円、5万円と違いますけども、特に需要があったというか、申請があったのはどのようなものでしょうか。

○健康政策課長 こちら実際の申請で上がってきているものは、やはり一番多いのはウィッグになっております。以上です。

○北村 いろいろ物価高騰などで本当にこういう人件費なども上がって、ウィッグの価格もピンキリでございますけれども、この件数というのは今後はやっぱり減るというよりは増えていくと思うんです。柏市でのやっぱりがんでの死亡者も何十年前から2,000人ぐらい……1,000人か。ごめんなさい。失礼しました。少々お待ちください。例えばがんでの死亡者数も1975年頃は例えば180人ぐらいだったのが、当然人口増もありますけども、現在1,000人を超えるがんの死亡者だったり、医療費の中でもがんでの医療費というのが第1位だったり、そういう中でやはりアピアランスケアのこの事業も今後も需要が増すと思いますので、そういうこともある程度想定しつつ、今後も必要があったら増額もいとわないで、御検討いただければ幸いです。一言だけ、ごめんなさい、これ最後に。

○健康政策課長 委員おっしゃるとおりでございます、今後もアピアランスに関するケアのニーズは減ることよりも基本的にはどんどん、どんどん重要性というのは高まってきている状況であろうというふうに思っております、今後とも必要なニーズをしっかりと捉まえていって、必要な支援が行き渡るように状況把握、制度設計、しっかりと頑張っていきたいなと思っております。以上です。

○委員長 どうぞ。

○北村 ごめんなさい。委員長、ありがとうございます。最後に……。

○委員長 もちろん。どうぞ。

○北村 意見だけ。ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。私も本会議でも1次予防と2次予防、大きく分けて、1次予防が本当にそもそもがん罹患しない、2次予防が今まで行政が中心であった早期発見、早期治療、このウィッグ補助、アピアランスケアというのは、1次予防、2次予防どちらにもこれ入らないかもしれませんが、すみません、私の認識が間違っているかもしれませんが、こういうがんで苦しんでいる方をやっぱりすごく救える政策だと思うし、今喜んでくれている方がたくさんいらっしゃると思うので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

○武藤 物価高騰対策なんですけれども、低所得者支援及び定額減税補足給付金不足額を増額ということなんです、当初見込みの件数と増額分の件数をお示してください。

○福祉政策課副参事 当初の見込みですけれども、非課税世帯が当初6,000世帯の6億円、その子供加算が当初1,000人の1億円、あと均等割のみ課税世帯が当初1,000世帯の1億円とその子供加算が当初200人の1,000万円、それと調整給付金が対象者プ

ラス扶養が12万人の24億円です。以上です。

○武藤 今回補正になる分の増額になった世帯、教えてください。

○福祉政策課副参事 今回令和6年度ですけれども、新たな非課税世帯ですとか新たな均等割のみ課税世帯というような形になっておりまして、これ過去ですと令和4年度に同じようなことをやっているんですけども、非課税世帯とそ子供加算についてはその当時のデータを基にして、特に不足というのはなかったんですけども、均等割のみの課税世帯とそ子供加算、こちらのほうがちょっと不足しまして、均等割のみ課税世帯が補正後が2,200世帯で1億2,000万円の増とそ子供加算が補正後が400人で1,000万円の増、あと調整給付金のほうもこれが実際のデータを見たところ、かなり、これが28億4,900万円になりましたので、4億4,900万円の増となりました。以上です。

○武藤 何でそのように今回増額になった理由というか、均等割の世帯でも1,000世帯が2,200世帯とか、子供加算も200人が400人、倍近くなっているわけですね。その辺のところで見込みとか、その辺のところはできなかったんでしょうか。

○福祉政策課副参事 新たな均等割のみ課税世帯というのがこれまで実施したことがなくて、令和5年度の全体の非課税世帯と均等割のみの課税世帯の比率で見たんですけれども、実際新たなという形でいくと、蓋を開けてみたらこのような形になったというのが事実です。以上です。

○武藤 そうすると、新たな均等割世帯がそれだけ減っているということは、全体的に見てやっぱり所得の少なくなった方が増えているということなんですか。

○福祉政策課副参事 といいますか、全体のほうがむしろ非課税世帯の比率のほうが多い感じになります。なんで、新たなのほうが、均等割のみ課税世帯のほうが比率が多いような形になるんですけれども、考えられることとしましては非課税全体ですと多いのって61歳以上の方が非常に多くて、恐らく会社辞められたりするとずっと非課税になっているという方が多いのかなと。比率で見ると、新たな非課税世帯で見ると61歳以上って令和5年度ですと大体6割以上だったんですけども、6年度ですと4割ぐらいになっているので、ちょっとその辺で違ってくるのかなと思います。以上です。

○武藤 ちょっとよく分からないんですけども、ただ均等割世帯、あと子供加算なども倍近く増えているということで、漏れなく給付できるようにその辺はしていただきたいと思います。

あと、公的介護施設整備補助金なんですけど、認知症グループホームの老朽化に伴う防水改修等の工事費用について国が10分の10補助するということなんですけど、事業者の負担というのはどのくらいあるんでしょうか。

○高齢者支援課長 こちらのほうですけれども、総事業費から対象経費を除いた金額が今回の予算請求の773万円なんですけれども、対象事業費が、総事業費としては858万円というふうに伺っております。ですので、その金額を引いた額ということになるかと思われまして、85万円ほどは事業者様の御負担ということになるかと思

われます。以上です。

○武藤 ほかに老朽化しているグループホームはあるんですか。

○高齢者支援課長 こちらのほう地域介護福祉空間整備交付金なんですけれども、対象となりますのが、老朽化に伴って防災上に非常に問題のあるような施設さんというのを対象とするような補助となつてございます。こちらのほう経年、今までも順番にやってきたようなところがございまして、今年度はグループホームさん1個を補正するわけなんですけれども、令和5年度につきましても、今回国の決定のほうで令和6年2月になってしまった関係で繰り越した事業者さんで、やはりグループホームで1件ございました。その前につきましては、令和4年度では5件ほど、3年度につきましても四、三件ほどというような形で計画的にはやってきているところでございます。以上でございます。

○武藤 じゃ、今後同じように防水改修をするというようなグループホームは今のところはない。これで一応完結というか、終わるということなんでしょうか。

○高齢者支援課長 今のところはそのような認識ではございますが、やはり建物でするので、特にこういった台風の時期等を迎えて、急に雨漏りが始まってしまうとか、そういった急なこともあるかと思いますので、こういった国の財源をしっかりと活用して、必要な整備につきましては希望を取って、しっかりとやっていきたいというふうには考えておるところでございます。以上です。

○武藤 引き続きお願いします。

がん患者のアピアランスケアのことなんですけれども、県から補助が2分の1あるということなんですけれども、今回不足額を想定して、これで今年度は大丈夫ということかもしれないんですが、もしも足りないとなったときは県の補助金も活用できるんでしょうか。

○健康政策課長 こちら県の補助金を使って行っている事業でございますので、2分の1の範囲内までであれば、県の助成というものも含めた形で補正を組んでいくということになろうかと考えています。

○武藤 じゃ、地域障害児支援体制の強化事業なんですけれども、児童発達支援センターの機能強化を図るということですが、具体的にはどういうことなんでしょうか。

○障害福祉課長 まず、児童福祉法の改正が令和4年の6月にありまして、児童発達支援センターについては、地域の中核的な役割を担う機関として機能強化を上げる予定です。具体的な事業としては、幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援機能、次に地域の事業所へのスーパーバイズ、コンサルテーション企業、続いて地域のインクルージョン推進の中核機能、4番目としては地域の発達支援の入り口としての相談機能ということで定められております。以上です。

○武藤 じゃ、今回は機能強化として専門家、専門性のある方を雇用するとか、そういうようなことなんでしょうか。

○障害福祉課長 この事業に関しては、令和5年度から実は始めておりまして、昨年度の補正予算のほうでも要求をさせていただいて、実施をしています。今年度に

関しても引き続いて地域の相談事業所への支援、バックアップですとか、そういった形で、今いる人材をまた継続するという形で考えております。以上です。

○武藤 地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制を強化するというのとは具体的にどんなことですか。

○障害福祉課長 まず、地域の障害児支援事業所に対して指導や助言を行ってまいります。あと、保育所等訪問支援、こちらも行っています。あと、具体的にハイリスクな児童と家庭のサポートに関してもその事業所だけではなくて、こちらの児童発達支援センター、今回補助金を出すところも含めて伴走して、事業を支援するということになっております。そのほか障害児の通所支援事業所に関して巡回指導なんかを行うことを計画しております。以上です。

○武藤 保育園の巡回支援ということなんですけれども、何人ぐらいの専門員の方を予定しているのか、またどのような支援、これまでと違う支援とか、そういうのがあったら教えてください。

○障害福祉課副参事 こちらの児童発達支援センターの職員、4名から5名程度なんですけれども、この方たちが保育所のほうに行って、実際今保育所等に発達が気になるお子さんとかがいっぱいいますので、そういった療育の指導の方法であったりとか、あともう一つ、実は御家族への支援というのも療育支援で非常に重要なところですので、そういった御家族へのアドバイスであったりとか、そういったことを実施する予定でございます。以上です。

○武藤 発達支援センターの専門職の方が保育園を巡回するということでいいんですか。

○障害福祉課副参事 委員おっしゃるとおりでございます。

○武藤 そうすると、先ほど増員はしないというか、人数は変わらないというようなことを伺ったと思うんですけれども、それでできるんでしょうか。

○委員長 どこにお願いしているというののもちょっと含めて答弁してください。

○障害福祉課副参事 今回お願いをするのが社会福祉法人青葉会が運営するリトルペガサスという児童発達支援センターになります。こちらの児童発達支援センターは、先ほど御説明申し上げましたけれども、地域の療育の中心的存在ということで、もともとスーパーバイズ、地域の障害児支援事業所であったりとか保育所にそういった指導とかを行うという形になっておりますので、その役割というのは人員的には十分足りているというふうに考えております。以上です。

○武藤 じゃ、これまでもやってきた事業をさらに専門的な視点で指導するとか、そういうことでよろしいんでしょうか。

○障害福祉課副参事 委員おっしゃるとおりで、なかなかやっぱりこれまで行き届かなかったところにもさらに支援の輪を広げていくというようなイメージでございます。以上です。

○武藤 次に、障害者の就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業で、農業生産用の機械各種の購入に690万8,000円ってあるんですけども、どのような機

械なんですか。

○障害福祉課長 基本的には農機具でして、具体的に申し上げますと、汎用の野菜栽培用の設備ということで管理機、あと動力噴霧器、あと刈り払い機、あと露地白ネギ栽培用の設備として長ネギの根葉切り機、掘り取り機、あと小型トラクターのような、このような農業の機械を入れて効率性を上げて、工賃向上を目指すというものでございます。以上です。

○武藤 じゃ、野菜を主に栽培されていて、それに対する機械というか、そういうのをいろいろ購入されたということでもいいんでしょうか。

○障害福祉課長 委員御指摘のとおりです。

○武藤 現在の工賃というのは、幾らなんですか。

○障害福祉課長 現在の工賃に関しまして1万3,000円ぐらいです。以上です。

○武藤 1万3,000円というのは、1人1か月とか1週間とか、どういうことでしょうか。

○障害福祉課長 B型の事業所になりますので、月額1万3,000円ぐらいです。以上です。

○武藤 そうすると、工賃が今回こういう農業機械を購入したことによって生産性が上がれば、それに見合った形で上げていくということなんですか。

○障害福祉課長 一応法人側の計画書の中では、倍増したいというような計画にはなっております。以上です。

○武藤 ぜひ倍増していただけるようにこれからも応援していただければいいと思います。

国民健康保険事業なんですけれども、国民健康保険事業と、あと後期高齢者の医療特別会計の窓口業務委託なんですけど、国民健康保険事業の窓口業務委託に係る債務負担支払いに令和7年から9年の3年間で2億971万5,000円と、後期高齢者の医療事業の特別会計で1億7,118万5,000円ということなんですけど、それぞれ窓口に何人ぐらいの職員の方が配置されるんでしょうか。

○保険年金課長 私どもの今のところの想定としましては、24人程度ということで考えております。

○武藤 そうすると、時給換算にすると1人どれぐらいになるんでしょうか。

○保険年金課長 1人当たり時給単価は、今のところ2,846円という前提です。2,846円として、現行24人工で、勤務日数が1年260日の掛ける3年で720日、1日当たり7.75時間勤務、こういった形で積算しています。以上です。

○武藤 今まで働いていただいた方がまた改めて3年間お仕事お願いするとか、そういう方もいらっしゃるんですか。

○保険年金課長 受託者においてその辺りの選定というんですか、選ばれるというのは受託者のほうで実施されますので、ちょっと私どもから何とも申し上げられないです。ただ、実際同じ方がいるというのは事実です。

○武藤 今までずっと国保の窓口のほうで働いていらっしゃるというか、長期的に

働いているという方もいらっしゃいますか。

○保険年金課長 数名いらっしゃいます。以上です。

○武藤 これまでで窓口の業務委託をして、何かトラブルとか、そういうことはないですか。

○保険年金課長 窓口のトラブルについては、受託者であろうが、職員でもないということはないわけなんですけども、そういう観点ではないということですね。以上です。

○武藤 民間事業の持つ創造性、専門性、ノウハウ等を生かした企画や提案というのは、具体的にどんなものなのでしょうか。

○保険年金課長 この受託者とは毎月1回定例会という形で前月の事業実施状況の御報告、それから事業の提案と改善してはどうかというようなことを常時いただいている状況ですので、一概にこういうことがありましたということもないのですが、実務的には事務手続の部分ですので、そういった細かい改善提案というのが多いかというふうに思っています。以上です。

○武藤 市の職員と民間事業の職員の方と、民間事業のほうの方のほうが優れているとか、そういうふうにお感じになったことがありますか。

○保険年金課長 個々の人の資質に関してというよりも、やっぱり民間事業者のほうにお任せすることで一番私どもがメリットだと思っていることが繁忙期への対応です。要するに職員ですと定数が定められて、その定数を確保できた中で事業をやるということになってくるんですけども、民間の事業者ですと繁忙期にはより手厚く人員を配置して、閑散期には人を減らしてというような形でもって柔軟に事に当たっていただけると、こういうところが非常に効果的なのかなというふうに思っています。あともう一点は、そういう繁忙期という点でいうと、私どもの保健関係ですと3月末から4月、あと5月の連休明けぐらいまで、この辺りで保険の切替えの手続をなさる方って非常に多いわけですけども、この時期がちょうど職員の異動時期とも重なっておりまして、正職員のほうのノウハウというのが若干低下する時期と重なっています。この時期に民間事業者のほうで手厚く対応していただけるというのは、非常にありがたいことだというふうに考えております。以上です。

○武藤 先ほども言ったんですけども、同じ職場でそれぞれでいろんな体験だとか、経験などを培いながら、市民の情報ですとか市民の暮らしぶりとか、そういうことまで丁寧に聞いていくような、やっぱり窓口というのはそういう重大な業務だと思うんですね。公的ワーキングプアじゃないんですけども、そういうようなもの柏市がつくって、都合のいいときだけ人員を増やして、それで暇なときは要りませんよという、そういうような働き方もどうかなと思うんですけども、いろいろなやっぱり問題があると思いますので、私どもはそういう窓口業務の民間委託というのには反対していますので、今回の議案には反対をいたします。以上です。

○委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午後 3時 6分休憩

午後 3時16分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 ほかよろしいですか。武藤さんもいいですね。

○田中 始めていいですか。

○委員長 どうぞ。

○田中 議案の35号のはみんぐ、追加工事の具体的な内容をちょっと教えていただければと思うんですけど。

○医療公社管理課長 はみんぐの追加の工事の内容でございますが、1つははみんぐA棟の配管の移設工事でございます。こちらについては、はみんぐA棟は今後も引き続き使用してまいりますので、今回先立ってはみんぐB棟を移設する工事が行われますけれども、それに伴って支障になる既存の配管を今後もA棟が使えるように迂回させるような切り回しの工事をまず実施いたします。またそれと、はみんぐの移設工事の分の補正予算を計上しているというものになります。

○田中 分かりました。建築資材とか、その辺が高騰しているんで、その辺もちょっと注意しながら行っていただければなというふうに思いますので、以上です。

○林 それでは、議案第33号のまず低所得者支援及び定額減税補足給付金なんですけれど、先ほどの質疑でもあったように、新たな均等割のみ課税世帯とか、何かちょっと制度設計が複雑だったことがすごく要因なのかなと思っています。低所得者の支援の給付金、今回で何回目ですか。

○委員長 あと、併せて休憩中にこの件についてはちょっと資料をまとめて委員会に出してくださいということをお願いしてあります。

じゃ、答弁どうぞ。（私語する者あり）

○林 すみません。いいです。ごめんなさいね。じゃ、いいですか、続き。

○委員長 じゃ。

○林 3回目だか4回目だか何か何回もやっていますよね、これ。毎回少しずつ給付対象とか算定方式が違って、自治体職員の皆さんの負担が大分大きいんじゃないかなと思っていますが、いかがですか。

○福祉政策課長 ここ数年は、特にこの低所得者給付金を中心に福祉部のほうで対応しておりますが、副委員長おっしゃいますように、毎回例えば金額であったりとか対象となる方は異なっております。また、今年度に関しては定額減税に伴った給付などもあります。そのたびにちょっと制度などは勉強しながら対応しているところですよ。以上です。

○林 この調整給付金の部分も4億円ずれているというふうにお聞きしたんですけど、ここの要因はどのようにお考えですか。

○福祉政策課副参事 これ当初につきましては、国から算定用の計算式がありまして、これに当てはめて計算したところです。ただ、実際に6月に入って金額決まっ

てから再計算したところ、ちょっとこれだけの金額が変わってしまったというところでございます。以上です。

○林 国のほうの不具合というのも多分あったんだと思います。今回の部分は多額の資産があっても対象になってしまおうとか、あと逆にどんなに苦しくても昨年度もらったから対象外とか、税制上は扶養に入っているから対象外とか、不公平感を生むというところでも問題があったんじゃないかなと思っています。この制度設計の複雑さから皆さんの負担が大きいというのも指摘されていて、国に改善を要望する動きとして、今月指定都市市長会から緊急要請が出されているんですけど、中核市長会とか全国市長会とか、そういうところで皆さんの声を国に伝えるというような動きはあるんでしょうか。

○委員長 分からないかな。

○福祉政策課長 副委員長おっしゃったような声が上がっているのは報道などで拝見しておりますが、まだ中核市などのほうでの動きははっきりしておりません。以上です。

○委員長 じゃ、副市長から市長によろしく言うておいてください。

○副市長 中核市市長会からどのような御要望を出すかって多分まとめる段階に来ているのかなと。すみません。曖昧な記憶で大変申し訳ない。きちっとちょっとその辺がどうなっているかは確認をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○林 こうやって国の制度のせいで皆さんが苦しむというのは私たちも望まないの、ぜひそこはよろしくお願いいたします。

公共施設予約システムの開発運用保守に係る債務負担支払いも、健康福祉委員会は福祉政策課のラコルタの部分がかかるというふうに聞いています。次期から千葉県システムと共用する予定で、スケールメリットがあるって聞いているんですけど、このプロポーザルの選定のスケジュールとかはどうなっていますか。

○福祉政策課長 プロポーザルにつきましては、10月もしくは11月あたりに開催されると伺っております。以上です。

○林 プロポーザルには、柏市も参加したりとか意見を出せたりとかするんでしょうか。

○福祉政策課長 まだ詳細のその当日の動きなどは示されておりません。こちらについては、市民活動支援課と関係各課と協力して、しっかり柏市としての意見など申し上げられるようにしたいと思います。以上です。

○林 これを見て、千葉の施設予約サービスのページを見てみたんです。そうすると、スマホ対応のページとパソコン対応のページがばらばらで、自動に切り替わらないとか、なかなかインターネットに詳しい人に聞いたら、こんな古い形のページはあんまり見ないよって、久しぶりに見たよなんていうような状態でした。千葉県のページは、事業者選定を何年前にしているかとか、プロポーザルの当時の状況とか、そういう細かいことというのは把握されていますか。

○福祉政策課長 申し訳ありません。私は、把握しておりませんでした。

○林 なので、これが使いにくいまま柏市も参加するというような状況はよくないと思うんです。既に私は柏市の今の公共施設予約システムもいろいろ不具合があって使いにくいなと思っていますので、できれば柏市から市民が使いやすくなるようなちょっと意見というのをちゃんと入れていってほしいなと思っています。細かい意見については、ちょっと後で、1番の担当が、市民活動推進課にも伝えようと思っていますので、皆さんのほうでも頭の片隅にでも入れておいていただければと思います。

○委員長 副市長、よろしくお願いしますね。

○林 議案第34号と37号の窓口の業務負担のところなんですけれど、前回のプロポーザルは1社だったと聞いているんですけれど、今回は競争性の確保という面ではどのようにお考えでしょうか。

○保険年金課長 競争性については、もちろんできるだけ確保していきたいと思っていますし、そういう意味では複数手を挙げていただければなというふうには思っています。以上です。

○林 現在複数手を挙げるような状況を聞いていますか。

○保険年金課長 ひとまず今回の債務負担行為額の設定に際しまして、3社さんのほうから参考見積りをいただいております。そういった部分がある中では、多少興味を持っていただけなのかという業者さんもいらっしゃるようには思っております。期待しております。以上です。

○林 両課合わせて3年間で前回のときより5,000万円ほど限度額が上がっているんですね。なので、前よりは興味を持っていたらいいなと思っているんですけれど、この限度額を上げた経緯というのは人件費の高騰以外に何かありますか。

○保険年金課長 ほとんど人件費というふうに思っていたいただいてよろしいかと思います。ただ、細かな仕様の面でいいますと、例のマイナ保険証の関係がスタートします。これが従来の保険証から全部マイナ保険証に一斉に切り替わるということであれば楽なんですけれど、それ以外にも従来の紙の保険証に代わるようなものとして資格確認書というものが残存したり、あるいはマイナ保険証を御利用の方であったとしても、機器類のトラブルが発生したときには中が見れなかるうというようなことで、資格情報のお知らせというものを発送したりといったことで、ちょっと取扱いが多少増えてくる部分があるということもプラス材料になっています。以上です。

○林 分かりました。何だかマイナ保険証にするために大変になっているという状況がここでも見られて、ちょっと面白かったです。

議案第38号の市立柏病院の現地建て替えに係る事前工事なんですけれど、工事動線確保を目的として看護師の宿舍の解体工事費用1億3,948万3,000円を計上ということなんですけれど、1点だけ、これ当初予算では計上できなかったんでしょうか。

○医療公社管理課長 当初予算のときには、計上しておりませんでした。はみんぐB棟の移設工事の検討の中で工事の動線を考えたときに、先に看護師宿舍を解体し

たほうが合理的、スムーズな工程が組めるということで、今年度の設計の検討の中で先行して解体工事を実施するということになりました。以上でございます。

○林 分かりました。補正予算については以上です。

○委員長 それでは、よろしいですね。ほかに質疑はありませんね。——なければ、質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

○委員長 まず、議案第33号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第33号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第34号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第35号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第36号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第37号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第38号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了いたします。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の皆様は退席されて結構でございます。お疲れさまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方々、入室をお願いいたします。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第3号、柏市緊急通報システムサービス手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○武藤 議案第3号、柏市緊急通報システムサービスの手数料の条例の一部を改正する条例の制定についてです。利用状況と近隣市の状況などをお示してください。

○高齢者支援課長 まず、利用状況につきましてですけれども、こちらのほう実際に登録をされていらっしゃる方の人数になりますが、令和元年度から5か年申し上げます。令和元年度が667人、令和2年度が674人、令和3年度が724人、令和4年度が759人、令和5年度が777人となっております。近隣市の利用登録の状況というのは、ちょっとこちらではまだ把握できておりません。実際の利用としましては、一定の条件がそれぞれ、柏市と同じ条件とも限らない部分がございます、利用者の数というのはそれぞれあると思うんですが、ちょっとこちらのほうとしては資料を持ち合わせてございません。以上でございます。

○武藤 今回委託料金が2,101円から1,276円に値下げをされたということですが、単純に計算すると2,101円の委託料で、課税の方は1,220円負担するので、市の負担は881円になります。今回1,276円の委託料で800円の負担ですから、市の負担は476円でもいいということになります、それでいいですか。

○高齢者支援課長 こちらのほうなんですけれども、実際に値下げされた我々のほうで契約の金額で下がった金額と実際の御負担していただく金額の下がり方には乖離がございます。これにつきましては、柏市のほうで実際の受益者負担についてのガイドラインがございまして、そちらのほうの中で実際にかかる費用の半分程度をそれぞれの方には御負担をいただくという、これは緊急通報だけではなく、受益者負担という考え方の中でそういった持ち方を持ってございまして、その中で実際にかかってくる委託料のほか、職員の人件費であるとか、そういった事務的な経費も含めて実際に出した額に割り返した分の50%程度の額ということで切り捨てていたものが800円という形になってございます。ですので、市の負担額という差額の考え方がちょっと難しいところではあるんですが、金額の積算の中では委託料の額ももちろんなんですけれども、それに実際に関わってくる事務費、事務経費、職員の人件費等も含めたものを全部合算したものから割り返しているということと、50%の負担を市のガイドラインにのっとってお願いしているというところで御理解いただければと思います。以上でございます。

○武藤 単純に計算して、以前881円だった市の負担が476円になるので、405円市は

負担しなくていいことになります。だとしたら、その分を安くすることもできたのではないかなと思うんですが、どうですか。

○高年齢者支援課長 先ほどの答弁と重複してしまっていて申し訳ないんですけども、基本的には受益者の負担するものというのが補っていただける能力がある方についてはそれなりの負担をお願いしたいというのが受益者負担の考え方になってございますので、そちらのほうに基づいて課税世帯に関しては800円という額を積算したものでございます。以上でございます。

○武藤 非課税の方についても1,591円の市の負担が今回976円になるので、615円負担が減ります。その分で非課税の方は無料にするということも可能ではないかなと思うんですが、そのことは検討されなかったんでしょうか。

○高年齢者支援課長 委員御説明のとおりでございます。ただ、一方で受益者負担の考え方に、負担能力があるというふうに考えて、非課税の方につきましても一定の金額は広く御負担をいただくべきという理解の下で金額の設定をさせていただくところでございます。課税世帯が下がった率と同じだけ下げるという、率分下がったという感じで計算をさせていただいて、510円を300円という金額の設定をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○武藤 他市の状況見ますと、非課税の方を無料にしている市がほとんどなんです。流山市、野田市、我孫子市、印西市は非課税の方は無料にしています。松戸市は、課税の方も無料にしています。柏市では、今回の料金改定で非課税の方を無料にするということは検討されなかったのか。あくまでも受益者負担という考えで今回このような金額に改定したのではないかなと思いますけれども、ぜひ非課税の方については安心して利用できるように無料にするよう検討していただきたいと思います。どうですか。

○高年齢者支援課長 近隣市の手数料の状況は、今回条例改正の段階で私ども調査してございまして、今武藤委員に御説明いただいたとおり、あるいは松戸市なんかは課税、非課税ともにゼロ円にしているとか、それぞれの状況というのはございます。ただ、一方でこの事業を実際に税金で全て賄うという形にするかどうかということに関して我々も検討した部分がございまして、やはり一般の民間事業者の方でも対応できるサービスであるということをまず考えて、今回私どものサービスのほうは市民税の所得割額が16万円以下の方が利用できるサービスということになっておりまして、それ以上の方は全て自費で払っていただいているサービスでございます。ですので、そういったことも考えますと、一定の金額はやはり御負担をいただかないと不均衡が生じるという考え方もございましたので、今のところこれを非課税の方は無料にするという議論はございませんでした。以上でございます。

○武藤 近隣市の状況を見ても非課税の方には無料にしていますし、これ命に関わるような問題だと思うんですね。なので、誰でもが利用できるようにぜひ検討していただきたいと思います。

次に、議案第4号なんですけど、柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制

定についてなんですが、こちらは12月2日で今の保険証を廃止するということに伴っての改定だと思うんですが、9月20日付のしんぶん赤旗の記事に全国保険医団体連合会が19日、2024年5月以降に全国の7割の医療機関でマイナ保険証に関わるトラブルが起きているとの調査結果を公表したことを報道しています。政府は、保険証廃止の前提として不安払拭の措置を取ったと説明していますが、払拭されていないという状況にあるということが分かったということです。こんな状況で保険証の廃止をしていいとお考えでしょうか。

○保険年金課長 私の立場では、ちょっとマイナ保険証の何か是非を論じる立場にはないと思います。以上です。

○武藤 そのトラブルの内容は、名前の漢字が読み取れないが67%、カードリーダーの接続、認証エラーが52%、資格情報が無効48%となっています。一旦窓口で患者負担10割請求した事例は9.4%で、10割負担と説明したら患者が受診せず帰ったという事例もあったということです。今の保険証で何ら問題がないのですから、わざわざ資格確認書を出すことはないのではないのでしょうか、どうでしょうか。

○委員長 何か答弁できることがありますか。あればどうぞ。

○保険年金課長 この廃止に関してはもう法改正も済んで、そのとおり進んでいくという既定路線になっておりますので、資格確認書につきましても保険証に代わるものとして出すというふうに定められましたので、我々としてはそれに従って、粛々と進めてまいります。以上です。

○武藤 マイナ保険証の有効期限切れの方も20%いたということなんですね。マイナカードの5年の有効期限が切れたことに気がつかず、医療機関を受診し、資格確認ができない事例が起きており、今後そういうことが増えるんじゃないかということが懸念されるということも書かれていました。なので、これは国で決まったことだからということでそのまま市民に対してこういう不便になるようなことを押しつけるようなことはしないでいただきたいと思います。以上です。

○林 それでは、議案第3号についてまず伺います。先ほど利用者の数はお聞きしましたが、ちょっとお聞きしたいのはこの対象が65歳以上または身体障害者1、2級保持者で独り暮らしとか、1親等内親族の市民税所得割額が合計16万円未満の方って先ほどおっしゃっていましたが、この対象者というのはどれぐらいいるというふうに思っていますか。

○高齢者支援課長 全体の対象者ということになりますと、やはり実際所得割が幾らの金額であるということ、あるいは実際の世帯の中で健康に不安を感じていらっしゃる、何かあったら通報ができない状況にある方というのをなかなか見つけ出すのが資料として難しいところがございますが、一方で実際私どもの地域包括ケアの考え方の中で地域の相談ですとか、そういったものにつながっている、民生委員さんなんかを含めてつながっている方については、一定の程度の方、こちらのほうに御相談をいただいているものというふうに理解してございますので、先ほど申し上げた利用登録の数、令和5年度で777人というふうに申し上げましたが、こ

ちらの人数がある程度は利用者の方とイコールに近い数字だというふうには考えてございます。以上でございます。

○林 分かりました。それで、今回の入札情報を見てみたんですけど、A L S O Kと令和10年度末まで1億1,506万円という契約のようなんですけど、これのような契約内容になっているのかなというのが気になりまして、利用者数の上限とか、そういうのはあるんですか。

○高齢者支援課長 基本的には、今想定されている利用者の登録の数が、高齢者人口等増えるということも含めまして、積算をして、5年間分の長期の人数を想定した分で積算はしておるところでございます。契約について、人数としましては債務負担行為としてはやはり5か年分の人数、推計されている数字、各年度一定程度の数を見込んだ分で、その分に掛ける人数というふうな形でやってございますので、それに応じて人数が増えたから金額が増えてしまうとか、そういったような形にはならない契約でございます。以上でございます。

○林 当初の想定と今の現状というのは、大体合っているんですか。

○高齢者支援課長 先ほど申し上げた令和5年度777人というところでございますけども、令和6年度以降もこの計算の中では800人を想定していると。先ほど毎年の伸びが令和4年度は759人、令和3年度が724人ということで、20人程度ずつ伸びている形になりますので、仮にこれが令和6年度、797人ですから、約800人として、少しずつ増えていったとしても利用登録の数、その分呼出しがどれくらい増えるかということも含めて事業者のほうも勘案して、この金額で応札していただいているという理解をしておりますので、その分では対応できるものというふうに考えてございます。以上でございます。

○林 分かりました。これは、ちょっと所管部署が違くなってしまいうんですけど、市営住宅の一部に入っているのも同じA L S O Kの安心サポートだと思うんです。入札情報を見ると、昨年3月に住宅政策課が見積合わせで随意契約していて、20戸で53万円、これを割り返すと恐らく高かったほう、単価2,000円以上にあちらもなっているのかなと思っています。これを例えば住宅政策課の事業と高齢者支援課の事業を連携させるとか組み込むとか、何かそういうことはできないのかなというのがちょっと気になったんですけど。

○高齢者支援課長 委員おっしゃるとおり、市営住宅の中でやはり同様な状況になっていらっしゃる方に対して対応するサービスということであれば、同じ種類でございまして、住宅政策課の契約がどのような、何年間でいつ切れるかという契約の期間等も含めて調整して、こちらの事業のほうに乗っていただけるような形の調整というのは必要な検討かと思っておりますので、協議していきたいと思っております。以上でございます。

○林 今市営住宅の孤独死についても本会議でも取り上げられましたし、できれば私は市営住宅には、市営住宅に住む単身高齢者は全員この事業を利用してほしいなと思っているんです。それで、結果的に私たちの税金が高く使われてしまうという

のもやっぱりもったいないと思いますので、住宅政策課との連携というのはぜひ進めていただければと思います。よろしくお願いします。

議案第4号なんですけれど、私も被保険者証の廃止自体には反対なんですけれど、今回の改正部分については特に反対するものではないので、賛成をしようと思っています。1点だけ説明してほしいのが、議案説明資料の中で経過措置の部分に書いてある文章を何回読んでも意味がちょっとよく取れないので、ここを説明していただきたいなと思っているんですけれど

○委員長 30条関係と27条関係というやつ。

○林 はい。

○委員長 どっちですか。両方。

○林 経過措置、30条関係と27条関係両方です。

○委員長 じゃ、ちょっと両方ともお願いします。30条、27条。

○保険年金課長 経過措置、まず30条関係の罰則のほうですが、るる書いてございますが、端的に申し上げますと、この改正の日前に起きた部分については従前の罰則が適用されるということになります。27条関係につきましては、改正後の規定の適用対象となる保険料について必要な措置を定めたというものです。

○林 27条はいいです。ありがとうございます。30条関係のところ、何か長く書いてあって、分かんなかったんですけど、そういうことなんですね。分かりましたので、大丈夫です。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですね。——なければ、質疑を終結いたします。
これより採決をいたします。

○委員長 議案第3号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第4号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。括弧書きで副市長、部長、局長以外の方って書いてあります。は退席されて結構と。

○委員長 次に、請願を審査いたします。

なお、請願の審査に当たって、委員長より改めてお願いをいたします。委員より執行部に対して確認をする際には、請願の趣旨に即した内容に限ったものといたしますので、くれぐれも一般質問、執行部への要望とならないように御注意をお願いいたします。

○委員長 請願第1区分、今期定例会で受理した請願17号、子連れでも安心して健康診断を受診できるようにすることについてを議題といたします。

本件について、質疑並びに意見があればこれを許します。

○武藤 柏市の健康診断で、お子さん連れの方の対応はどうなっていますか。

○健康増進課長 がん検診につきましては、基本的には受診者のみでの御来場をお願いをしているんですけれども、お子様の預け先がない場合は事前に御相談をいただくようお願いをしております。特定健康診査についても同様の対応をして、事前に個別に御相談申し上げて、お子さん連れで受診される時間帯ですとか日程を調整させていただいているというのが現状となります。以上になります。

○武藤 お子さん連れの方の一時保育というのは、個別に対応されているということではないんですか。

○健康増進課長 お子さんをお連れになられて健診会場に御来場いただいた場合には、特に保育士さんなどは配置はしていないんですけれども、健診会場のスタッフのほうで検診バスに、バスの中で検査をされる時間に限りましてお預かりをするというような形での対応させていただいているところです。以上になります。

○武藤 東京都練馬区では、健康診査室練馬区医師会医療健診センターで実施する30歳代健康診査、特定健康診査で、生後6か月から未就学児を対象に保育サービスを行っています。傷害保険料としてお子さん1人50円を当日負担するということなんですけど、健康診査の受診率を上げるためにもこのような取組が必要ではないかと思いますが、どうですか。

○健康増進課長 今貴重な情報提供いただきまして、ありがとうございました。今までちょっとコロナの感染症の関係で健診会場もかなり感染対策を余儀なくされましたので、なかなか難しかった状況がありますけれども、今後、請願もいただきましたので、少しどういう形でやるかということにつきましては、今練馬区の状況を教えていただいたんですけれども、私たちのほうでも幾つかほかの自治体がどのようにやっているか調べておりますので、少しどういう形でできるか検討して、実施に向けて取り組んでいきたいと思っております。以上になります。

○武藤 今の30歳代、40歳代の方の受診率というのは、どれぐらいあるんでしょうか。

○委員長 分かりますか。

○健康増進課長 今年代別の受診率という形では、ちょっとすぐに、手元に数字がないものになります。申し訳ありません。

○武藤 受診率向上のためにも練馬区などでやっているような保育をぜひやってい

ただきたいと思います。今御検討していただけるというお話だったので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。以上です。

○渡邊 確認させていただきたいんですけど、こちらがん検診、集団健診と多分の病院、医療機関での健診、両方あると思うんですけど、こちらってどちらかとか両方とか、そういう検討はできるんでしょうか。

○健康増進課長 今回いただいた請願の内容につきましては、柏市で取り組めるものとして集団健診を想定したいというふうに考えております。以上になります。

○渡邊 ありがとうございます。確かに医療機関ですとなかなか個別な対応になってしまいますので、やっぱりそういう集団健診の中でやっていただくように検討していただけるとすごく助かると思います。そして、この中で何日か集団健診の日もあると思うんですけど、年間で大体何日ぐらいをもし検討いただけたら想定していますか。

○健康増進課長 まだちょっと具体的にどういう形で職員を配置すべきかということと、あと場所の問題もありますので、今現在中央保健センター、定点になっているところにはベビーベッドというものを御用意できるんですけども、ほかの集団健診の会場となっている近隣センターにそれを全て準備をするということはなかなか難しい面もありますので、場所の問題ですとかスタッフの配置状況ですとか、あと今までの御相談いただいていた状況も加味しまして、何回ぐらいできるかこれからしっかり詰めていきたいというふうに考えております。以上になります。

○渡邊 ありがとうございます。もちろんこの請願がもし通ったとしたら、ここから検討ということなので、集団健診の場所も数多くあると思うので、そんな毎日毎日絶対無理だと思うんですけども、幅広く様々な子供を持つ女性の方に受けていただけるように検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。私から以上です。

○北村 今ちょっとお話聞いていて思ったことあるんですけど、健康診断、ちょっと緑のほうでは、請願文書のほうで健康診断を受診って書いてあって、（子宮がん検診、乳がん検診含む）というのが原本の写しのほうには書いてあります。集団健診の中でというお話は理解したんですけども、健康診断というのとがん検診というのを一緒に考えることが妥当か否か。1次予防、2次予防ってさっき申し上げたように、がんにも1次予防、2次予防があって、がん検診は2次予防、健康診断の部分でいったらどうなのかとか考え方はあると思うんです。つまり何が聞きたいかというと、趣旨として私これ17号は賛成でございますが、理解が、健康診断（がん検診）というところを一緒にくたにして考えていくのが適切なのかどうか分からないんですけど、ちょっと所見をお示しいただければと思います。

○健康増進課長 今請願いただいております子連れでも安心して受けられるというところの想定がやはり未就園ということで、幼稚園に上がる前ぐらいのお子さんたちを一応想定はしていて、もちろんどういう条件にするかこれから決めたいと思うんですけども、幼稚園に上がるまでのお子さんを持つお母さんたちが、柏市の妊

妊娠届出書を見ますと、年齢を見ますと30代の妊娠届出書の時点での年齢のところがボリュームゾーンになっているということがありますので、30代、40代で受診されるような健診の機会として、一つは乳がん検診と子宮がん検診、そして特定健康診査や、プレ特定健康診査ということで国保の保健事業でも若い人を対象にやっているものもありますので、そういったものを考えていきたいというふうには思っております。2次予防ですけれども、健診を受けることで健康について関心を高めていただいたり、もし御病気があれば早く見つけて、早く治療して、治していただくということでもとても重要だというふうに思っております。以上になります。

○北村 若い世代のそういう健康診断、また子宮頸がん、乳がん検診は私はいいことだと思う一方で、がん検診はやっぱり科学的根拠に基づくがん検診、ただ受ければいいというものではなくて、偶発的な事故、実際内蔵を傷つけたりとか、そういう偶発的なこともあるから、リスクはゼロではないので、健康診断の項目とがん検診の項目ってどうなっている。違いますかね。かぶさる部分もあるのか。ごめんなさい。聞き方がちょっと上手じゃないかもしれませんが、そこ。種類など。

○健康増進課長 健康診断の種類によって、健康診断で何を早期発見するかということで検査項目が変わってきますので、それぞれの趣旨に基づいた検査の内容になっているというふうに理解しています。以上になります。

○北村 その趣旨に基づいた健診がしっかりできるんですか、集団健診で子連れで行ったときに。

○委員長 可能な範囲で御答弁をお願いします。

○健康増進課長 できると考えております。以上です。

○北村 できるんですね。すみません。ちょっとあまり理解は至っていないんですけども、ごめんなさい。もう一度聞きます。ここ今御理解されて、この文言でいう健康診断という項目、どういう健康診断をするかという項目と子宮頸がんのがん検診と乳がん検診、項目はどういう項目でやるんですか、健診の項目は。

○健康増進課長 乳がん検診でしたらマンモグラフィーという乳房を挟んでレントゲンを撮る検査であったり、超音波の検査がありますけれども、あと特定健康診査はメタボに着目した生活習慣病の早期発見のための検査ですので、血液検査や腹囲の測定、身体計測などがありまして、少し検査内容が異なりますので、それぞれ受けていただきたいものであります。以上になります。

○北村 乳がん検診とか子宮頸がんの検診は若い人に特に受けてほしい、そういう性質のがんだというのもよく分かって、加えて、例えばじゃそういうやり方、集団検診を利用するのであればほかの部位のがんでも、今いろんなやり方をしているのは承知していますが、ほかの部位のところだって併せてやれるやり方もあるかもしれないし、私はそういう可能性を追求して、一人でも……私何か批判しているわけじゃなくて、そういうがん検診、5部位の国が示しているものがあって、柏市も検診率上げていこう、様々な部位によっての特性とかあることは分かりつつも、じゃそういうところにほかの部位の検診も集団健診でやる余地はないのかとか、そうい

うことがちょっと気になったわけでございます。

○委員長 これ請願者がそういうふうに、母の健康管理の一つみたいに請願してきているから、ちょっとあんまりずれちゃうと、言っていることは分かるんだけど。

○北村 ありがとうございます。母の健康管理でもやっぱりほかの部位のがんもあると思うし、だからそこがちょっと率直に分からなかったから、お聞きしたんですけども、吉田理事今笑っていらっしゃいますが逆に何か指摘があれば、そこ北村、違うんだよとか、理事がちょっとこういう視点で考えてみればとか、そういう意味で何か思うことがあったのかなと思ったんですけど。（私語する者あり）

○委員長 あくまでも執行部提案じゃなくて、請願者がこういうことを言っているわけだから、それについて我々がどう思うかということが中心。北村委員の言っていることもよく分かるんですけど、ちょっとそれは……（私語する者あり）広げちゃうと。

○北村 よく分かりました。ただ……分かりました。分かった上でいいけど、それちゃんと理解しておかないとやっぱり手を挙げたりとか採決がなかなか難しいのかなということです。以上です。大丈夫です。答弁は要りません。

○林 1点だけお聞きしたいんですけど、現在集団健診のときにお子さん連れで来られる方とか、お子さん連れで行きたいという御相談というのはどれぐらいの頻度であるのでしょうか。

○健康増進課長 令和5年度がん検診で事前にお申出をいただいて、お預かりした件数は48名、特定健診につきましては令和5年度の集団健診で5名の方から御相談をいただきまして、健診会場のスタッフのほうでお預かりをしたという状況になります。以上になります。

○委員長 ほかいかがですか。大丈夫ですか。——なければ質疑並びに意見を終結いたします。

これより順次採決をいたします。

○委員長 請願17号主旨1について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願17号主旨2について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 この際、お諮りいたします。

採択した請願については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請

求することの取扱いが委員長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

執行部の皆様、退席されて結構です。お疲れさまでした。

○委員長 それでは、次回の日程ですが、決算の意見、要望の取りまとめを行うため、10月1日火曜日午前10時より開催いたします。

○委員長 以上で本日の健康福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 4 時 6 分閉会